

県立四季の森公園

令和4年度 事業計画書



神奈川県公園協会・大和ハウスリアル・サカタのタネGSグループ

神奈川県公園協会・大和ハウスリアルティマネジメント・サカタのタネGSグループ
四季の森公園 事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- (1)「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」……………〈計画書1〉 p.1
- (2)「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」……………〈計画書2〉 p.8
- (3)「施設の維持管理」……………〈計画書3〉 p.10
 <付属書類>年間維持管理計画表
- (4)「利用促進のための取組」……………〈計画書4〉 p.21
- (5)「自主事業の内容等」……………〈計画書5〉 p.34
- (6)「利用料金の設定・減免の考え方」……………〈計画書6〉 p.36
- (7)「利用者対応・サービス向上の取組」……………〈計画書7〉 p.38
- (8)「日常の事故防止、緊急時の対応」……………〈計画書8〉 p.45
- (9)「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」……………〈計画書9〉 p.52
- (10)「災害への対応（事前、発生時）」……………〈計画書10〉 p.56
- (11)「地域と連携した魅力ある施設づくり」……………〈計画書11〉 p.63

3 団体の業務遂行能力

- (12)「人的な能力、執行体制」……………〈計画書12〉 p.69
- (13)「コンプライアンス、社会貢献」……………〈計画書13〉 p.75
- (14)「事故・不祥事への対応、個人情報保護」……………〈計画書14〉 p.82

<付属書類>

事業計画一覧表

人員配置計画

年間維持管理計画表

委託予定業務一覧表

収支計画書

常設・詳細アンケート用紙

県所有物品一覧

計画書 1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、グループ代表という）、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社（以下、大和 HRM という）、サカタのタネ グリーンサービス株式会社（以下、サカタという）との 3 社で構成するグループです。

指定管理者

公益財団法人神奈川県公園協会（グループ代表）

「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してきました。県立都市公園や山岳スポーツセンター、ビジターセンターの指定管理者として、「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努め、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいています。

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社（グループパートナー）

不動産の開発・賃貸・売買・管理・運営を行っており特に商業施設に強味を持つデベロッパーです。商業施設の始まりから、運営まで「どこから」でも「どこまで」も全ての不動産サービスの経験を有しオールインワンソリューションで地域の活性化、問題の解決を行う事業を展開中です。本公園の隣接地に立地する地域密着型のショッピングセンターの管理運営を通じて、周辺地域の暮らしの利便性向上、環境に配慮した施設運営、地域の活性化を目指しています。

サカタのタネ グリーンサービス株式会社（グループパートナー）

種苗会社である株式会社サカタのタネの造園事業部門として、「花は心の栄養、野菜は体の栄養」世界に栄養とそして笑顔を供給する企業でありたいという理念をもとに、人々の憩いの場となる都市公園やスポーツ施設の運営管理を通して、日々生長していく植物を魅力あるものにするため経年優化を目指し、ランドスケープ空間を創造しています。



私たちは、グループ代表の公園管理運営、サカタの造園技術や植物管理、大和 HRM の施設管理や経営それぞれの強みを融合し相乗効果を発揮することで、本公園の機能を最大限に高め、良好な利用サービスの提供や費用対効果の向上を図り、利用者の満足が得られる管理運営を行います。グループ代表は開園（昭和 63 年）から平成 20 年度まで管理運営を担い、管理方法や体制の確立、地域やボランティアとの良好な関係の構築、自然環境の保全や育成など、管理運営の基盤を整備しました。

私たちは、本公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産としての施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引継いでいきたいと考えています。そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズ

の高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。更に「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す〈運営方針、考え方〉に基づき適切に管理運営を行うことで、本公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

安全、快適な利用空間の提供

▶▶▶ 県立都市公園は神奈川県内の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

より高い公益性の発揮

▶▶▶ これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

▶▶▶ 常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園の特性

▶▶▶ 市街地に残された貴重な自然環境や里山風景をもつ公園

本公園は横浜市緑区と旭区に跨る開園面積 45.3ha の大規模な風致公園で、周辺の市街化が進む中「豊かな里山の風景を残したい」との住民要望を受けて整備されました。

谷戸地形に豊かな自然環境や雑木林、湿原、田んぼ等の四季の移ろいを感じられる里山景観、遊具広場等の利用施設があり、散策や自然観察、家族連れ等の利用が多い公園です。ボランティアと協働で里山管理が行われ、防災機能も有しています。

イ 現状の課題

▶ 自然環境・里山景観の質が低下

⇒ グループ代表が管理していた頃 (S63~H20) と比較し、雑木林の管理不足、「あし原湿原」の乾燥化や「しょうぶ園」等の荒廃の進行、「紅葉の森」の常緑樹高木化によるカエデ類の被圧、外来種の侵入と生物多様性への影響などにより、本公園の自然環境や里山景観の質が低下し、当時の美しい景観が維持できていません。



管理が行き届いた雑木林(H20)



最盛期のしょうぶ園(H15)



雑草が繁茂した園路(現在)



管理不足の雑木林(現在)



雑草が繁茂したしょうぶ園(現在)



展望台周辺の雑草(現在)

▶四季を感じる植栽や景観の演出が不十分

⇒雑草繁茂で花修景不足の「展望台」、荒廃して菖蒲の花が減少した「しょうぶ園」、生育不良のサクラなど公園の四季を彩る植栽が不十分で、公園の顔となる入口広場（西口や北口）に花が少ないなど景観演出上の課題もあり、利用者の花や緑に関する満足度は、他の県立公園と比べて相対的に低い状況（右図）にあります。



▶里山のポテンシャルを十分活かしてきていない

⇒適度に人の手が入ることで管理活用されてきた里山の役割や資源循環、伝統文化が利用者に十分伝わっていない状況なので「資源循環」「地産地消」「伝統文化の継承」に関する取組を充実させ普及啓発や市民参加を促していく必要があります。

▶その他の課題

⇒利用者からは、トイレの清掃徹底の要望が強く、飲食の提供、ベンチ設置、池の適切な管理、園路の落ち葉や泥濘対策、植物名の看板表示などの要望があります。

ウ 地域の状況

▶周辺地域の高齢化が進行

⇒周辺地域には団地が多く高齢化が進行しています。高齢者福祉施設もあり、地域の日常利用が多い本公園では、高齢者の利用に配慮した管理運営が求められます。

周辺地域の高齢化率

横浜市				
平均	旭区		緑区	
	平均	上白根町	平均	寺山町
23%	28%	41%	23%	27%

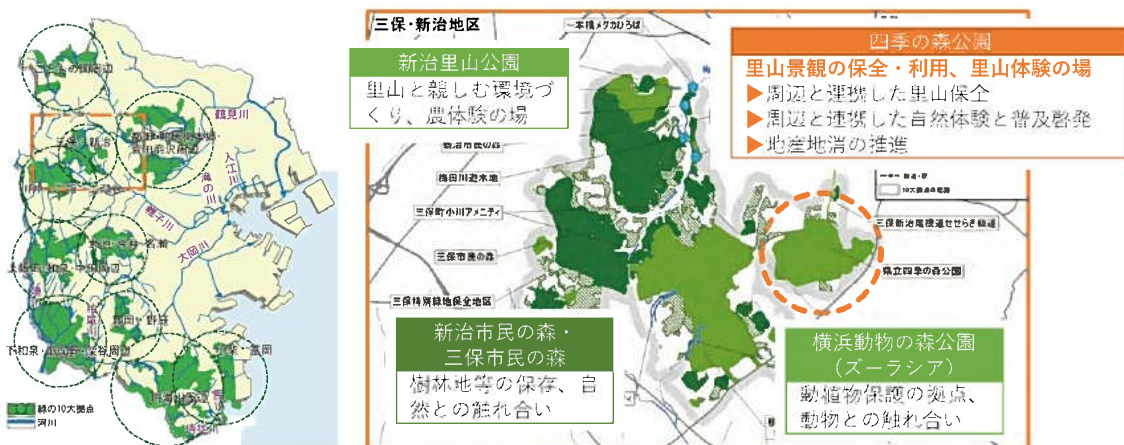
出典：H27 国勢調査

▶中山駅周辺で市街地再開発事業の計画

⇒最寄りの中山駅南口で、高層住宅（住宅 420 戸）や商業施設を整備する再開発事業計画が進んでおり、今後、新住民や子育て世代の増加を見込んだ公園の管理運営を考える必要があります。

▶横浜市の「緑の 10 大拠点」の 1 つ（三保・新治地区）を構成

⇒横浜動物の森公園（ズーラシア）や市民の森等とともに、横浜市の「緑の 10 大拠点」の 1 つを構成するので、これら施設との連携を考慮していく必要があります。



※「横浜市水と緑の基本計画」（平成 28 年 6 月）を一部加筆。

▶周辺で緑関連イベントが開催

⇒本公園周辺では、横浜動物の森公園植物園での「里山ガーデンフェスタ」（毎年春秋）、緑区内での「みどりオープンガーデン」（通年）、旧上瀬谷通信施設での「国際園芸博覧会」（2027 年 3 月予定）などのイベントが開催（予定）されており、これらと連携して地域を盛り上げていく管理運営が求められます。



里山ガーデン

工 総合的な管理運営方針

市街地に残る貴重な自然環境や里山風景を、日本の四季折々の情景が楽しめる公園として、県民参加により、守り、育て、後世に継承していくことが必要です。

私たちは、「本公園の特性」「現状の課題」「地域の状況」などを踏まえながら、「日本の美しい四季を感じる公園 再生・四季の森公園」をテーマとした次の管理運営方針に基づき、本公園のポテンシャルが最大限に発揮され、地域に貢献し、多くの方に喜ばれる美しい公園として再生するように管理運営を行っていきます。また、資源循環など里山での取組を通じて、SDGsの普及啓発を行っていきます。

『日本の美しい四季を感じる公園 再生・四季の森公園』



四季折々の里山風景の再生

里山体験を通じた人と自然との触れあい

公園を核とした地域コミュニティの活性化

地域一体となった市内有数のみどりの拠点づくり

(ア) 四季折々の里山風景の再生

新たに「里山管理計画」を策定して里山を長期的計画的に再生・保全し、四季を感じる美しい風景、豊かで健全な自然環境を再生し、協働による管理運営を行います。

▶ 「里山管理計画」に基づく景観や自然環境の再生と保全

⇒新たに里山管理計画を策定し、伝統的な里山管理の手法により、長期的な視点で計画的に、里山の景観と自然環境を再生・保全します。

▶ 四季のシンボルとなる植栽等の再生

⇒荒廃した「しょうぶ園」の再生（右写真）や「はず池」のハス再生、「さくらの谷」の桜の健全育成など、四季のシンボルとなる植栽等の再生を実施します。

▶ 植栽・花壇のコンセプト統一による四季の演出

⇒統一感に乏しい現状の花壇・植栽のコンセプトを「里山の四季」に統一し、日本で古くから親しまれる種で里山の四季を再現し演出します。



グループ代表の管理による菖蒲園 (H15)

→計画書 3(1)(4)参照

【令和4年度実施計画】

- ・「里山管理計画」を策定に向けて準備を進めます。
- ・伝統的な里山管理の手法により里山の景観と自然環境を再生・保全します。
- ・植栽・花壇のコンセプトを統一し、古くから親しまれる種による里山の四季を再現、演出します。

(イ) 里山体験を通じた人と自然との触れあい

里山での自然観察や様々な体験学習などを通じて、自然環境の保全や資源循環の普及啓発、里山伝統文化の継承に取り組むとともに、子どもたちの健やかな成長や心身の健全な発達、持続可能な社会の実現に寄与していきます。

更には、協働による里山管理を進めるため、希望者がボランティア活動などに参加しやすい環境づくりを行い、里山体験を通じて、人と自然、人と人との触れあいを促進します。

▶**関心度に応じた里山体験プログラムなど、里山を学べる環境の充実**

- ⇒「(仮称)四季森里山ラボ」など、参加者の関心度・知識・経験に応じた里山体験プログラムを提供することで、里山について段階的に学べる環境を整え、公園の魅力向上とともに、地域活動の人材育成にも貢献します。
- ⇒次世代を担う子どもたちに対して「子どもレンジャー倶楽部」を創設し、自然体験等ができる環境を提供します。→計画書 4(1)参照

▶**里山の伝統文化の伝承・発信**

- ⇒水車小屋、炭焼き小屋を活用し、利用者が少ない冬季の伝統行事イベントを充実させ、四季を通して里山の伝統文化の伝承や発信を行います。

▶**地産地消や里山の資源循環により持続可能な社会の実現に貢献**

- ⇒周辺農家等と連携した「(仮称)里山マルシェ」や畑づくりイベントなど、公園を舞台に「地産地消」の取組や普及啓発を行います。
- ⇒里山の発生材を活用したクラフトづくりイベントなどを通して「里山の資源循環」の取組や持続可能な地域社会の実現に貢献します。→計画書 4(1)参照

【令和4年度実施計画】

- ・関心度等に応じた里山体験プログラム（「(仮称)四季森里山ラボ」）の提供により、里山を学べる環境の充実を図ります。
- ・周辺農家と連携した「(仮称)里山マルシェ」や畑づくりイベント等の開催に向けた準備をします。

(ウ) 公園を核とした地域コミュニティの活性化

周辺地域では高齢化や都市化に伴う地域コミュニティの希薄化が心配されます。そこで、本公園で様々な取組を行うことにより、様々な方々の交流と連携が生まれ、地域コミュニティの活性化に繋がるような管理運営を行います。

▶**公園を通じた新旧住民や世代間の交流促進**

- ⇒「公園まつり」など地域イベントの開催により新旧住民の交流を促進し、ボランティア活動やイベント、周辺老人福祉施設との交流事業を通して世代間の交流を促進します。

▶**子どもや親子の交流促進**

- ⇒ハンモックテントの設置や子ども向けイベント開催、子ども向けボランティア活動の受け入れなどにより、地域の子どもや親子等の交流を促進します。

▶**高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりへの貢献**

- ⇒高齢者の豊富な経験を生かした公園活動への参加や交流の場づくり、「3033 運動」促進による未病対策など、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりに貢献します。

▶**交流連携による「ともに生きる社会」の実現への貢献**

- ⇒ユニバーサルなサービスの提供や、障がい者施設からの花苗調達や花壇づくり、園内売店「ともしびショップ」の運営支援、障がい者向けイベントの実施など障がい者と交流・連携した管理運営を行うことで、「ともに生きる社会」※の実現に貢献します。

▶**利用者要望を反映させた管理運営と利用・交流の促進**

- ⇒利用者要望のあるトイレ清掃の徹底や、園路や池の適切な管理、発生材を活用したベンチや植物名板の設置などを行うとともに、飲食の提供については、大和 HRM が管理する隣接大型商業施設の飲食店等の出前サービスやワゴン販売を行うことで、利用者の利便性と満足度の向上を図り、利用と交流を促進させます。

※「ともに生きる社会がながわ憲章」では、障がい者の社会への参加を妨げる壁の排除等、社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れられることが理念として掲げられている。

【令和4年度実施計画】

- ・地域のイベントにより、新旧住民や世代間の交流を促進します。
- ・子ども向けイベント、ボランティア活動の受け入れ等により、子どもや親子の交流を促進します。
- ・高齢者の公園活動への参加等により、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりに貢献します。
- ・「ともしびショップ」の運営支援、障がい者向けイベントの実施等の交流連携により、「ともに生きる社会」の実現に貢献します。
- ・近隣商業施設の飲食店等の園内出前サービスやワゴン販売による飲食の提供、トイレの清掃徹底などにより、利用者要望を反映させた管理運営と利用、交流の促進を行います。

(工) 地域一体となった市内有数のみどりの拠点づくり

本公園は、横浜動物の森公園や市民の森とともに市内有数の緑の拠点を構成しており、周辺施設では大規模な緑関連イベントなども開催（予定）されています。こうした施設やイベントと連携し、ネットワークを形成しながら、地域一体となった緑の拠点づくりを進めていきます。

▶周辺施設と連携した、みどりの拠点づくりの推進と広域利用の促進

⇒周辺施設と連携しネットワークを形成しながらみどりの拠点づくりを進めます。本公園は「**里山景観の保全と利用、里山体験の場**」として、里山の保全・利用、体験活動等に関する情報交換や普及啓発を行います。また、「**周遊ウォーキングマップ**」の作成やパンフレットの相互配架などで広域利用を促進します。

▶「ガーデンネックレス横浜」等との連携による地域の緑化推進

⇒横浜市が主催する「ガーデンネックレス横浜」の里山ガーデンや国際園芸博覧会等、周辺施設で開催されるみどり関連イベントへ参加や、地域への花苗配布により、地域一体となった緑化推進の機運盛り上げに協力します。

→計画書 11(3)参照

【令和4年度実施計画】

- ・周辺施設と連携し、「里山景観の保全と景観資源を活用した、里山体験の場」として、里山の保全・利用、体験活動等に関する情報交換や普及啓発、「パンフレットの相互配架などにより、みどりの拠点づくりの推進と広域利用を促進する。
- ・地域への花苗配布などにより、地域の緑化推進の機運を醸成する。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針**ア すべての人が安全・安心に過ごせる公園管理**

本公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国人、地域住民や関係団体、ボランティアなど様々な方が利用されます。私たちは誰もが安全・安心・快適に公園を利用して満足し、周辺地域や住民への影響や環境などに十分配慮した管理運営を行います。

安心・安全のための取組方針

- ▶職員全員が挨拶と笑顔を基本にホスピタリティ溢れる接客をし、誰にでも安全・安心・快適でユニバーサルなサービスを提供 【→計画書 7(1)参照】
- ▶関連法令や利用ルール等の遵守、平等な利用の確保 【→計画書 7(1)参照】
- ▶徹底した安全管理と維持管理による事故の防止 【→計画書 8(1)参照】

【令和4年度実施計画】

・「安心・安全のための取組方針」により、誰もが安全・安心・快適に公園を利用し、満足できるよう、管理運営を行います。

イ 利用者や地域のニーズを反映した管理運営

私たちは「公園は地域に愛され地域とともに育まれるもの」との考えのもと、独自の仕組み（モニター制度、利用者アンケート）を活用して利用者や地域住民、ボランティア等様々な声を聴き、行政意識調査等を通じて地域ニーズの把握に努め、管理運営に反映させながら、利用者や地域に親しまれ、ともに育てていく公園を目指します。

利用者や地域のニーズ反映のための取組方針

- ▶グループ代表独自の公園モニター制度や利用者アンケートなど、日々の来園者の声を聴くしくみの導入による、利用者や地域住民のニーズの管理運営への反映 【→計画書 7(2)参照】
- ▶「四季の森公園ボランティア連絡協議会」を始めとした、各団体や地域事業者との情報の共有・意見交換による、県民協働での管理運営 【→計画書 11(1)参照】

【令和4年度実施計画】

・「利用者や地域のニーズ反映のための取組方針」により、利用者や地域住民、ボランティア等の声や行政意識調査等を通じて地域ニーズを把握し、親しまれ、ともに育てていく公園として管理運営をします。

ウ 環境に配慮した管理運営

本公園の貴重な自然環境や生態系、里山風景を守り、育て、後世に継承していくため、利用者や地域住民、ボランティアなど多くの方の理解と協力の下、地域や社会に与える影響も考慮しながら、環境に配慮した管理運営を行っていきます。

具体的には、自然環境や生態系をより豊かにするための維持管理や、環境負荷の少ない資源循環型維持管理を行うとともに、地域や社会に向けても環境負荷軽減や自然環境保全に資する管理運営を行っていきます。

環境配慮のための取組方針

- ▶グループ代表が独自に構築運用する「環境マネジメントシステム」や伝統的里山管理手法の導入など、維持管理における環境負荷軽減や資源循環の取組の推進 【→計画書 14(2)参照】
- ▶県民との協働による維持管理や、周辺地域や施設と連携など、公園の枠を超えた、地域全体における里山自然環境保全やその機運醸成への貢献 【→計画書 11(3)参照】
- ▶SDGs 達成に向けた積極的関与、温室効果ガス排出量削減（再生エネルギー100%電力導入等）など、地球規模の課題への地域での取組 【→計画書 14(6)参照】

【令和4年度実施計画】

・「環境配慮のための取組方針」により、利用者や地域住民、ボランティア等の理解と協力のもと、資源循環型管理など、環境に配慮した管理運営を行います。

計画書 2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営作業を基本として専門的な業務を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であり、できるだけ直営で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、専門業者等へ外部委託します。

(※直営作業にかかる人件費は付属資料「ア 収支計画書」の「人件費」に計上)

イ 地元や障害者施設等への委託

本公園は樹林地が多いため、樹木管理を中心に、地域の植生を良く知る地元造園業者に業務を委託して、効率的で質の高い植物管理を行うとともに、地域経済の活性化に貢献します。水田については、平成 9 年から水田管理作業全般と体験学習の指導を行っている地元有志の団体「稲作の会」へ委託します。

初夏～夏季の繁忙期には、効率性の観点から、直営の補助として一部の業務（除草等）を外部委託します。高齢者の就労促進の観点から、委託先は横浜市シルバー人材センターや非営利活動法人等（ ）を活用します。

また、「誰一人取り残さない」等の SDGs の理念や地域の持続可能性へのコミットの観点から、障がい者の就労支援に資する業務もできるかぎり外部委託します。

ウ による高品質な植物管理委託

へ委託をすることで、質の高い緑花空間の維持管理を目指します。
また、花苗の生産に関しても、長年サカタのタネ品種を多数生産している県内生産者に生産委託することで、環境に適した高品質な花苗の確保を実現しています。

▼具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理・業務内容	想定発注先	理由	
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理（樹勢悪化木・支障枝の除去等）	地元造園業者	危険を伴い、高度な技術を要する	
	中低木管理	機械除草（広場）	非営利活動法人	繁忙期の集中的実施のため	
	草地管理	花壇管理（花植え等）	地元造園業者	短期での施工を要するため	
	草花管理	除草			繁忙期の集中的実施のため
		盲蒲田管理	土壌改良、株分け等	地元造園業者	ハナショウブに関する専門技術者を集中的に要するため
	里山管理	下草刈り、間伐等	非営利活動法人	専門技術を要するため	
	水田管理	水田管理作業全般	稲作の会	専門技術を要し、長年同業務を受託する有志団体のため	
施設管理	法定点検 定期点検	電気事業法・消防法に基づく点検、建築基準法・遊具指針に基づく点検	、及び専門業者	免許及び専門的な知識を要するため	
	警備業務	機械・巡回警備	専門業者	専門設備の設置、また、公安委員会の許可を要するため	
清掃管理	施設・設備清掃	噴水池・流れ・建物清掃等の清掃点検		専門的技術を要するため	
	トイレ清掃	水洗い、拭き掃除等		高齢者就労促進のため	
	ゴミ処理	定期処理、粗大ゴミ処理、不法投棄処理	専門業者	免許を必要とする業務であるため	
	その他	有害動植物、害虫駆除	専門業者	危険を伴う作業であるため	

エ 大和 HRM の豊富な施設管理経験と隣接商業施設との連携を活かした委託

大和 HRM の役割分担である施設・清掃管理（一部）は、同社が本公園隣接の商業施設や全国の施設管理運営で培った豊富な経験を活かし、専門的な技術を有する関係会社に一部業務を委託します。また、商業施設と併せた業務発注、繁忙期や緊急時の商業施設と連携した柔軟な人員配置やバックアップ体制の確保などにより、コスト削減を

図りつつ、高品質で安全安心な管理を行います。

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮し、専門性の高い一部の業務を除いて、地元を優先する地域要件を設定して発注します。委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することとし、品質を確保するとともに、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容の Web ページ掲載や公園内掲示、専門新聞紙掲載等で広く公表します。

また、グループパートナーによる発注業務の選定方法は以下のとおりです。

サカタ が発注する業務	サカタのタネ品種の特性を熟知した県内のパートナー企業（サカタ安全衛生協会会員）へ委託
大和 HRM が発注する業務	大和 HRM が運営する商業施設での受注実績があり、確実な品質保持ができ、業務執行体制が整っている信頼性の高い関係会社へ委託

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

(3) 県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通しているので、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。また、委託を通じて地域経済への貢献や地域連携を深めていくことが重要であることから、下記の考え方で県内企業等への委託を行います。

- 地域雇用の確保や地域活動の担い手育成への貢献の観点から、地元のシルバー人材センター、非営利活動団体、県内（地域）の中小企業^{※1}等の力を活用
- 地産地消の観点から、花苗は県内の農家や就業者施設等から調達
- 障がい者の自立支援の観点から、グループ代表が毎年度定める「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達^{※2}、公園を生産物販売場所として提供（→下記実績参照）

※1 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者

※2 なお、令和元年度におけるグループ代表の調達実績は8,784千円（目標8,500千円）

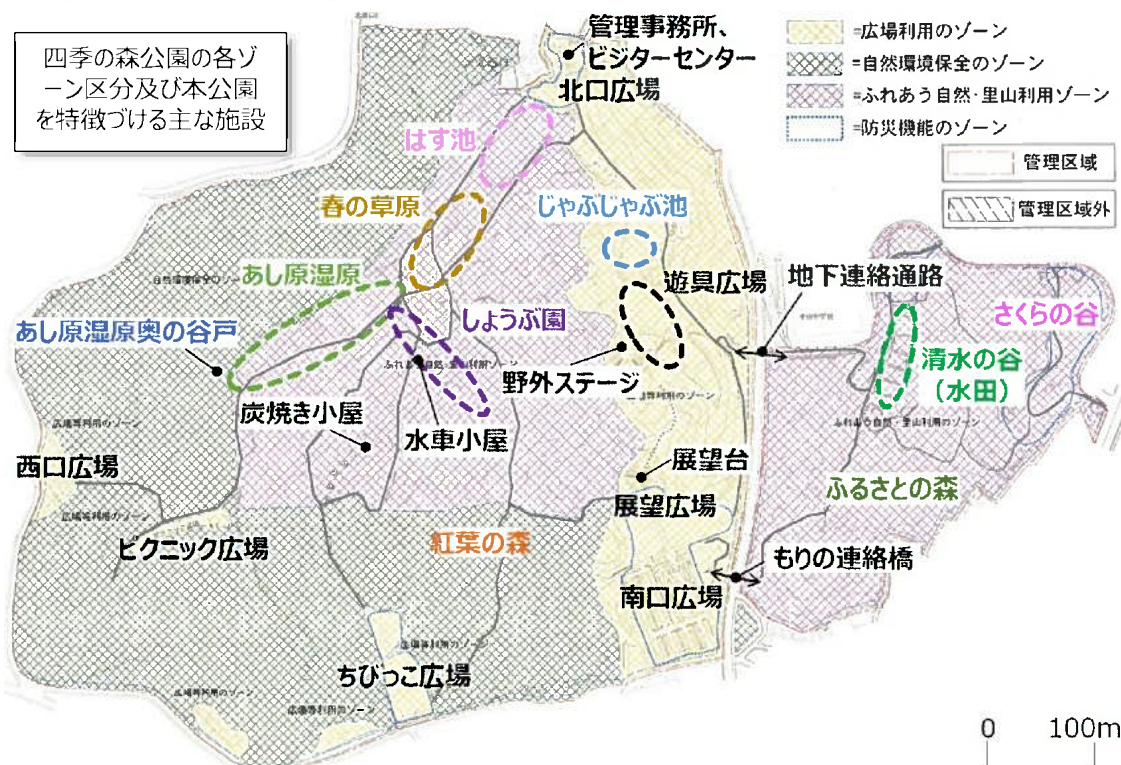
計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

本公園は、四季を感じる、谷戸の豊かな自然環境や多様な動植物、雑木林や田んぼなどの優れた里山景観が魅力の公園ですが、全体的に荒廃が進んでいます。また、遊具広場などの利用施設では、施設の経年劣化や見通しの悪化、清掃の徹底を求める利用者要望などの課題を抱えています。

維持管理にあたっては、豊かな自然環境や優れた景観などを再生し一層高めていくことや、遊具等利用施設の安全確保と利用者要望への対応、更には、起伏のある樹林地や園路も多いことから、倒木や転倒等の事故防止や見通しの改善、斜面の安全などに十分留意して取り組む必要があります。



出典：「公園ゾーン図」に加筆。

(ア) ふれあう自然・里山利用ゾーン

雑木林や水田、あし原、はす池、しょうぶ園等が見られる、昔ながらの里山景観を楽しむゾーンです。

管理上の課題	[Redacted]
--------	------------

(イ) 自然環境保全ゾーン

谷戸地形の斜面林を中心としたゾーンで、あし原湿原奥の谷戸のゲンジボタルなど、希少な動植物が生育・生息しています。

管理上の課題	[Redacted]
--------	------------

(ウ) 広場利用のゾーン

子どもや家族での利用が多い遊具広場やじゃぶじゃぶ池、公園の入り口となる広場（北口、南口、西口）等からなるゾーンです。

管理上の課題

(工) 防災機能のゾーン

公園の外周に接する主要な広場が指定されており、災害時には避難場所として機能するゾーンです。

管理上の課題

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

(ア) 四季折々の自然環境や里山景観風景の再生

公園管理運営士やビオトープ管理士、樹木医等、公園管理に関する専門的な資格・知識を有するスタッフの配置や外部専門家の助言、ボランティアとの連携により、里山管理計画【→計画書 3(4)】に基づく計画的な維持管理や、四季を感じる花修景などを行い、荒廃した自然環境や里山景観を計画的に再生させて公園本来の魅力を取り戻します。

(イ) 安全・安心で快適な公園利用の確保

施設の長寿命化計画に基づくこまめな点検と修繕、植栽剪定等による見通しの改善、利用者要望のある清掃等維持管理の徹底、リスクマネジメントを基本とした事故・防犯対策などにより、利用者の安全安心で快適な利用を確保します。

(ウ) 防災機能の発揮のための取組

広域避難場所として、震災時の安全な避難活動や確実な災害対策を確保するため、避難路や避難場所となる園路や広場の適切な維持管理と点検、支障物の除去、誘導看板の設置などを行い、計画書 10 の提案内容と合わせて災害に備えます。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

▶▶▶施設の長寿命化や安全を最優先とした施設保守点検や小破修繕を行います

開園から 30 年以上が経過し、施設の経年劣化が進んでいることから、県が作成した長寿命化計画を基本に高頻度な保守点検と修繕を行うことで、予防保全*を基本とした施設の長寿命化と安全を最優先とした速やかな維持管理を行います。また、対応結果を長寿命化計画に反映させます。

特に、遊具などの利用の多い施設、大きな事故に繋がる可能性のある施設、劣化している樹林地内の柵やテーブルなどの保守点検には注意を払います。

施設の大規模な補修が必要なものについては、速やかに県に報告・相談し、立ち入り禁止措置など安全を最優先とした対応を行います。なお、施設の修繕では、公園内の発生材を有効活用します。

※計画的なこまめな点検により、異常個所を早期発見・修繕し、施設が破損する前の段階で予防的な保全を図ることで施設の寿命を延ばす

■遊具など利用の多い施設の維持管理・点検

施設	特性や課題	施設維持管理の方法
遊具広場・ジャンボすべり台	▶子ども達に人気のある施設で、利用が多い。	▶毎朝、利用者が訪れる前に巡視・点検・清掃を行い、日中もこまめな巡視・点検に努める。 ▶異常が見られた際には即座に使用禁止等の対応をし、早期の修繕に努める。 ▶専門業者による定期的な遊具点検を行う。
じゃぶじゃぶ池	▶子どもたちに人気のある施設で、夏場を中心に利用が多い。	▶毎朝、利用者が訪れる前に巡視・点検・清掃を行い、安全性を確保。 ▶ガラスの破片等の危険物が無いか念入りに点検・清掃 ▶こまめな清掃で、コケによる転倒事故を防止。
ちびっこ広場	▶周辺住民や夜間利用が多い。	▶毎朝、点検・清掃を行う。

【令和4年度実施計画】

- ・高頻度な保守点検と修繕
- ・予防保全を基本とした速やかな維持管理
- ・修繕における発生材の有効活用

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針**ア 安全・快適な利用を支える清掃を実施します**

本公園では、利用者からのトイレ清掃や園路の落ち葉堆積に関する不満が多く出されています。施設の清潔さは、利用者満足度に影響を与え公園イメージの低下に繋がるため、日常の清掃管理の徹底に加え、毎日の公園巡回時には簡単な清掃用具セットを携帯し臨機応変な清掃を行います。

特に、不満の多いトイレ清掃や落ち葉時期の園路清掃を徹底するとともに、トイレに花を飾ることやお礼の言葉の掲示、消臭炭の設置等で利用者の感情を和ませる工夫をするなど、利用者の声を反映させた清掃業務を実施していきます。

【令和4年度実施計画】

- ・日常の清掃管理を徹底します。
- ・清掃用具セット携帯による臨機応変な清掃をします。
- ・トイレ利用者の感情を和ませる工夫をします。

イ 誰にでも親切丁寧な受付を行います

公園周辺地域は、高齢者が多く居住し公園を利用しています。また、病院や福祉施設も隣接しています。

私たちは、本公園を安心・快適に利用していただけるよう、「笑顔」「挨拶」「身だしなみ」を大切に、双方向のコミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れるお客様対応をします。

バリアフリーや心のバリアフリーに配慮し、高齢者や障がい者、外国人などの利用に対応した、車椅子などの補助用具やコミュニケーションボード、筆談用具や翻訳機などを用意し、誰もが安心して公園を利用できる環境づくりを行います。

また、公園の基本情報や見どころ等を記載した「利用の手引き^{※1}」を携帯することで、全スタッフが正確かつ最新の公園情報を来園者に提供します。

※1 本公園の基本情報、利用ルール、花や自然のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手帳

【令和4年度実施計画】

- ・ホスピタリティ溢れるお客様対応をします。
- ・誰もが安心して利用できる環境づくりに取り組みます。
- ・利用の手引き携帯による正確かつ最新の情報提供に努めます。

ウ 公園を守るための確実な警備を実施します

夜間と年末年始は公園職員が不在となることから、警備員2名による園内巡回警備を実施します。夜間は

巡回し、防犯に努めます。夜間無人となるビジターセンターは、機械警備により対応します。本公園では、売店で夜間盗難事件が多発したので、巡回時には特に注意します。

緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網による公園職員への連絡、状況に応じて参集し通報等の適切な対応を行います。また、防犯カメラ付き自動販売機の設置や近隣商業施設通勤時の視認などで、防犯対策を強化します。

夜間	土日祝日と夏期を中心とした繁忙期（年間 194 日） 警備員 2 名
年末年始	12/29～1/3 8:30～17:30 の間に 5 回 警備員 2 名

【令和 4 年度実施計画】

- ・夜間と年末年始の園内巡回警備を実施します。
- ・ビジターセンターの機械警備を実施します。

（４）樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア 植物管理の方針・・・四季折々の里山風景を楽しめる植物管理

本公園では、動植物の貴重な生息環境や四季折々の自然・景観を維持保全するための植物管理が求められます。私たちはゾーン区分毎の特性や期待される機能を踏まえ、公園の特性を熟知した職員による、直営を基本とした植物管理を行います。

（ア）自然環境・里山景観の再生と保全

「里山管理計画」を策定し、
により、長期的な視点に立って里山の景観と自然環境の再生と保全を行うとともに、ホタルや希少植物の保全、外来生物の防除、樹木の病害虫対策に取り組みます。ボランティアや学識者などと連携・協働しながら、
で里山としてのポテンシャルを高めながら、SDGs 普及啓発の場として、未来に繋がる持続可能な里山モデルを展開します。

（イ）四季のシンボルとなる植栽の再生

本公園の魅力を演出するため、四季折々のシンボルとなる植栽の再生に取り組みます。具体的には、荒廃したしょうぶ園やはす池の再生、紅葉や桜などの生育環境の改善による再生などを行います。

（ウ）里山の四季を再現した花壇管理

園内にある花壇のコンセプトを「里山の四季」とし、在来種や日本で古くから親しまれている園芸種を用いて、統一感のある花壇を再現します。

（エ）里山の資源循環の実践

里山での資源循環を実践するため、刈り草や落ち葉の堆肥化、剪定枝による粗朶柵、間伐材によるチップやベンチ作り等、維持管理発生材を有効活用します。

【令和 4 年度実施計画】

- ・維持管理発生材を有効活用します（堆肥、粗朶柵、木質チップ等）。

（オ）県民協働による管理

雑木林の一部や花壇を県民協働による管理区域と位置づけ、ボランティア団体等との協働により維持管理をします。本公園への親しみや愛着が生まれることで、みんなで育てる公園づくりを目指します。

【令和 4 年度実施計画】

- ・ボランティア団体等との協働により維持管理します（四季の森里山研究会による一部の雑木林管理、四季友の会による植物管理補助等）。

（カ）安全・安心な利用環境の確保

園内巡視の徹底により、枝の落下等が危惧される枯損木などの危険木除去、スズメバチや棘の鋭いワルナスビ等の危険生物への対処、茂みの剪定による死角の解消除去等により、安全かつ安心して利用できる環境を確保します。

【令和4年度実施計画】

- ・園内巡視の徹底により、異常発見時は園長へ迅速な連絡と迅速な利用制限等の対応をします。また、必要に応じて県や関係機関へ報告します。
- ・危険木除去や危険生物への対処、死角の解消により、安全安心な利用環境を確保します。

イ 植物管理の具体的な取組 ～自然環境・里山景観の再生と保全～

(ア) 「里山管理計画」の策定 ★Point★

里山の自然環境・生物多様性の保全や樹林地管理の指針となる「里山管理計画」を専門家やボランティアの意見を踏まえ県民参加で作成します。特に、園内で森林整備ボランティアを行っている NPO 法人・四季の森里山研究会とは緊密に調整を図ります。

【令和4年度実施計画】

- ・現況の調査をします。
- ・専門家やボランティアから意見を聴取します。

■ 里山管理計画に基づく主要なエリアごとの維持管理

具体的な取組：里山環境の保全（▶…特性や課題、▶…維持管理の考え方）

紅葉の森

- ▶カエデ類を中心に紅葉を楽しむエリア。シラカシなどの常緑樹が高木化して暗く、カエデ類の成長を阻害している。
- ▶県との協議により常緑樹の伐採や枝打ちを進め、カエデ類やミズキ、ハゼノキ等の紅葉する樹木の成長を促す。



あし原湿原

- ▶ヘイケボタルの生息地で、野鳥や昆虫も見られる。湿原の乾燥化が見られ、外来種（XXXXXXXXXX）が侵入。

- ▶XXXXXXXXXX 生息環境の多様性を維持する。



あし原湿原奥の谷戸

- ▶湧水による湿地環境が保たれた立入禁止区域で、ゲンジボタルの重要な生息地だが、XXXXXXXXXX 覆われている。

- ▶ゲンジボタルのサンクチュアリと位置づけ、XXXXXXXXXX 生息環境を保全する。



ふるさとの森

- ▶谷状の斜面林で、高木化と下草繁茂により暗い環境である。
- ▶「ボランティア団体との協働により管理するエリア」と位置づけ、下草刈りや枝打ち、間伐により林床の日照を確保し、山野草が生育し、散策を楽しめるエリアとする。



清水の谷（水田）

- ▶「稲作の会」の指導により、小学校の稲づくり体験の場として利用中。ただし、畔の草刈り不足や外来種（XXXXXXXXXX等）の侵入も見られる。
- ▶今後も継続して稲づくり体験の場として管理。こまめな草刈りと畔塗りにより、外来種の侵入を防ぎ、XXXXXXXXXX昔ながらの畦道の風景を目指す。



スミレの谷

- ▶現管理者により設置された観察路。
- ▶今後もアオイスミレやタチツボスミレを始めとした明るい林床を好む野草の観察の場として管理を継続。雑木林の枝打ちと間伐、下草刈り、落ち葉かきにより明るい林床環境を確保。



※ 写真はいずれも現在の状況（最近数か月以内に撮影）。

【令和4年度実施計画】

- ・紅葉の森の保全
紅葉を楽しむエリアとして樹木を保全
- ・あし原湿原の保全
遷移による乾燥化を防ぎ、生息環境の多様性を維持
- ・あし原湿原奥の谷戸の保全
ゲンジボタルの生息環境を保全
- ・ふるさとの森の保全

ボランティア協働により、山野草や散策を楽しめるエリアを目指す

- ・ 清水の谷の保全
 稲づくり体験の場として管理
- ・ スミレの谷の保全
 明るい林床を好む野草の観察の場として管理

(イ) 生物多様性の保全

本公園では、外来種の侵入や湿地の乾燥化等生息環境の荒廃により、生物多様性の低下が見られます。貴重な里山の自然環境と動植物を保全し、生物多様性を持続させる細やかな管理を、ボランティア等と連携・協働しながら取り組んでいきます。

具体的には、「里山管理計画」に基づく生物と共生した里山管理や、グループ代表独自の[]に基づく①希少動植物の保全、②外来種の計画的な防除・病害虫対策を行います。

①希少種の保全

本公園内に生息・生育する希少動植物の保全対策を講じるとともに、[]を行います。また、[]盗掘等の防止も図ります。

▼本公園の主な希少動植物と、その保全の考え方

種名	生態的特性や生息状況	保全対策の考え方
カタクリ	▶ 明るい雑木林の林床に自生し、春の見所となっている。	▶ [] 株数の増加と自生地拡大を図る。
キンラン	▶ 春に明るい雑木林の林床に花を咲かせる。	▶ []
クマガイソウ	▶ スギ林の林床の暗い環境に生育。	▶ []
ニホンアカガエル	▶ 成体は主に雑木林の林床に生息 ^{※1} し、冬季～早春季に浅い止水域で産卵。	▶ 産卵環境確保のため、[] 生息環境を保全。
ゲンジボタル、ヘイケボタル	▶ あし原湿原とその周辺部に生息し、ホタル観察のスポットとしても認知。	▶ []

※1 日本大学の調査（大澤ら（2001）：都市域の公園・保全緑地におけるアカガエル類生息数の概数に影響を及ぼす環境条件：ランドスケープ研究 65 巻 5 号）より。 []



カタクリ



クマガイソウ



ゲンジボタル

【令和4年度実施計画】

園内の生息・生育地の保全対策とモニタリング調査により、効果に応じた順応管理を実施します。

（カタクリ、キンラン、クマガイソウ、ニホンアカガエル、ホタル）

②外来種の計画的な防除や病害虫対策

本公園に侵入が確認されている外来種に対しては、グループ代表が独自に作成した

に基づき対策を行います。また、病害虫に対しては、等の専門家・機関と連携して対応します。

また、企業 CSR や学校団体等の受入プログラムのテーマとして外来種防除を取り入れ【→計画書 11(1)参照】、協働による外来種防除を目指します。

※ 特定外来生物防除の基本的な考え方、及び具体的な防除の取組等を定めた方針（平成 24 年制定）

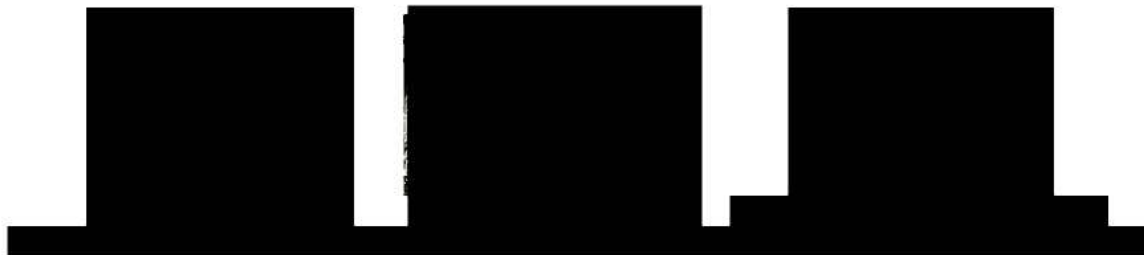
▼本公園に侵入する主な外来種とその防除の考え方

種名	生態的特性や生息状況	防除方法
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の「生態系被害防止外来種リスト※」において「緊急対策外来種」に位置付け。 ▶ 本公園のはず池を始めとした園内の水辺に生息し、植物の食害がある。 	▶ 生息状況を調査するとともに、で防除。
	▶ じゃぶじゃぶ池周辺他、園内各所に侵入が確認。鋭い棘による来園者の被害が懸念。	
	▶ あし原湿地や園路脇に侵入し、在来植生を圧迫。	▶ 発見後直ちに抜取り防除し、在来植生回復を図る。

※ 「生態系被害防止外来種リスト」とは、環境省と農林水産省が定めた日本の生態系に影響を与える恐れのある外来種のリスト。

▼本公園で確認される病害虫と対策の考え方

種名	対策が必要な具体的状況	対応方法
カシノナガキクイムシ	▶ 本種が原因となるナラ枯れが多数見られる。	⇒ で早期発見に努め、県と連携して対応。実施。
キアシドクガ	▶ 本種が大量発生し、食草であるミズキが食害を受けている。	⇒ と連携し、被害拡大の防止に努める。



【令和 4 年度実施計画】

- ・ 防除します。
- ・ 防除します。
- ・ カシノナガキクイムシ対策として、早期発見と県への報告、
- ・ キアシドクガ対策として
- ・ その他必要に応じた外来種の防除を行います。

ウ 植物管理の具体的な取組 ～四季のシンボルとなる植栽の再生～

各エリアの本来的な目的を考慮しながら植栽を再生し、四季折々の自然とふれあえる環境をつくります。

具体的な取組：四季のシンボルとなる植栽再生（▶…現況や課題、▶…維持管理の考え方）

はず池の再生

- ▶ [] ハスの生育を阻害。
- ▶ [] の駆除を行うとともに、[] と景観形成を図る。園内の池からオオガハスとコウホネを移植・育成し、水生植物が見られるはず池を再生する。



現在のはず池

春の草原の演出

- ▶ 小川の脇に広がる花壇で、春は菜の花、秋はコスモスが植えられている。
- ▶ 植栽範囲を拡張し、春は菜の花とヤグルマギク、秋はコスモスと百日草により、美しい草原の花畑を演出する。



現在の春の草原

しょうぶ園の再生

- ▶ ヤブガラシ、ドクダミ、スギナ等の雑草が繁茂して生育を阻害。また、周辺樹林の高木化により、日照環境が悪化。
- ▶ [] 県内有数の菖蒲園を有する [] の管理をするとともに、[] 日照環境を改善することでしょうぶ園を再生する。



しょうぶ園（左：2003年、右：現在）

さくらの谷の再生

- ▶ 花見が楽しめる広場であるが、サクラに生育不良木が見られる。また、周縁部に若干植栽されているアジサイは密植状態で生育不良が見られる。
- ▶ [] アジサイの間引きと補植、適正な刈込みで再生させる。

【令和4年度実施計画】

はず池の再生

- ・大賀ハスの株分けを行います。
- ・大賀ハスとコウホネの生育状況を確認します。

春の草原の演出

- ・植栽範囲の拡張の検討をします。
- ・コスモスと百日草により演出します。
- ・菜の花とヤグルマギクにより演出します。

しょうぶ園の再生

- ・ [] 実施します。
- ・ [] 実施します。

さくらの谷の再生

- ・ [] 実施します。

エ 植物管理の具体的な取組 ～里山の四季を再現した花壇管理～

園内に点在する花壇等のコンセプトを「里山の四季」に統一し、在来種やわが国で古くから親しまれている園芸種を用い、花壇管理を行います。

(ア) 来園者を歓迎するウェルカムガーデンの演出

来園者を迎える場所である広場等において、「里山ガーデン」との連携や緑のネットワークの形成を図るため、ウェルカムガーデンとしての演出を行います。

▼ウェルカムガーデン演出の方法

場所	現況や課題	ウェルカムガーデンとしての演出方法
北口 広場	▶最寄り駅である中山駅に近い、本公園のメインエントランス。	▶季節の花を植えたプランターを設置し、 ウェルカムガーデン化して公園への期待感を高める演出。
南口 広場	▶駐車場側入口で、噴水広場と取り囲む本公園最大の花壇がある。子ども利用が多く注目されやすい。	▶大花壇は年3回の一年草植栽により、 1年を通して花を楽しめる演出。 花は里山ガーデンと共通のテーマフラワーを使用。
西口 広場	▶団地に面し、かつ里山ガーデンに近い入口であるが、花壇は寂しい印象。外側に向けた看板が無く、公園の入口と分からない。	▶入口に看板を設置し、足元を花で修景。花壇は自然な雰囲気植栽手法を取り入れ、 里山ガーデンとの連続性を感じさせる演出 を行う。



【令和4年度実施計画】

・各広場をウェルカムガーデンとして演出します。

(イ) 花修景による新たな花のみどころ

本公園のランドマークとなる展望広場で、花修景による新たな花の見所を創出します。

場所	現況や課題	花の見所の創出や維持管理方法等
展望広場	▶本公園の象徴的な施設である展望台は、花壇の土が固まり雑草がはびこり、周辺は樹木の高木化により眺望が阻害。	▶花壇は雑草を除去して耕耘し、緑区の花「シラン」を中心に植栽し、 段々花畑として新たな花のみどころを創出。 周辺樹林地の樹冠部剪定と伐採を県と調整して進め、眺望を確保。



【令和4年度実施計画】

- ・展望広場を段々花畑として花の見どころを創出

計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

ア 公園特性や利用状況、社会状況を踏まえた現状認識と実施方針

本公園では、自然環境や里山景観を楽しむ方や地域住民の散策利用が多く、桜や菖蒲など花の開花やホタル鑑賞時期、新緑の頃に賑わいますが、広域的な利用や冬場利用は少ないです。また、じゃぶじゃぶ池や遊具広場を中心に家族連れの利用が多く、夏場は特に賑わいますが、樹林地の利用は少ない状況です。

周辺地域の高齢化率は高く、近隣には病院や高齢者福祉施設のほか、横浜動物の森公園等の周辺施設が存在します。

私たちは、本公園の利用促進を図るため、荒廃したしょうぶ園や里山環境の再生など、本来この公園が持っている魅力を回復させて活用を図るとともに、家族連れや夏場の利用ニーズに合わせたサービスの提供、高齢者の公園利用や地域交流の促進、周辺施設との連携強化や閑散期対策などを行っていきます。

また、感染症拡大に伴う新たな生活様式導入など社会状況の変化に対しては、公園の持つ健康増進等の機能を生かした柔軟な管理運営を行い、その状況に応じた利用促進を図っていきます。

イ 花修景などによる四季の魅力アップを通じた利用促進

「来園者を歓迎するウェルカムガーデンとしての演出」や「花修景による新たな花のみどころ」など、本公園が持つ本来的な魅力を回復・向上させることで、**四季折々の自然とのふれあい、散策や憩いを楽しめる環境を用意して利用促進**に繋がります。

季節の花をテーマとした「花フェス」を開催し、見頃の花の紹介や花めぐりマップ作成によるPRをします。例えば、カタクリが見頃の時期には、普段は立ち入れない開花場所周辺を開放する等、より花を楽しんでもらえる工夫をします。また、「みんなでつくるお花畑」として、来園者参加型のイベントも展開します。

「みんなで作るお花畑」イベント

- ▶「春の草原」等のお花畑の播種時期には、来園者に開催時期に適した花（菜の花等）を撒いてもらい、**来園者参加型のお花畑作りをし、成長期や開花期の再来訪を促進**します。
- ▶また、同じ**花の種袋をお土産**として持ち帰ってもらうことで、来園者が住む**地域の緑化促進**と本公園への再来訪のきっかけとなる思い出づくりを行います。

【令和4年度実施計画】

- ・各広場をウェルカムガーデンとして演出します。
北口…季節の花を植えたプランターの設置
南口…年3回の一年草植栽により、1年を通して花を楽しめる演出。花は里山ガーデンと共通のテーマフラワーを使用。
- 西口…自然な雰囲気植栽により、里山ガーデンとの連続性を感じさせる演出
- ・季節の花をテーマとした「花フェス」を実施します。

ウ 里山体験の提供による利用促進

里山が持つポテンシャルを十分に活かし、自然観察や様々な体験学習などを通じて、自然環境保全や資源循環の普及啓発、伝統文化の継承に取り組むとともに、心身の健全な発達、持続可能な社会の実現に寄与します。

また、里山保全活動への意欲を持つ方のためにボランティア受入態勢を充実させ、協働での里山管理を目指します。人と自然、さらには人と人の触れあいを促進します。

(ア) 里山体験を通じた学びと人材育成

参加者の関心度・知識・経験に応じた里山体験プログラムを提供することで、里山について段階的に学べる仕組み（下図）を作り、公園で活動する人材を育てます。

里山保全などの活動に携わる意欲を持った方をボランティア活動として受入れ、協働で公園管理に取り組む	▶ボランティア活動（子どもレンジャー倶楽部、当公園で活動する団体※等）
ある程度自然に関する経験・知識・学ぶ意欲をもった方には、知識も学ぶとともに、里山や自然環境保全への意欲を育む	▶子どもレンジャー倶楽部養成講座 ▶四季の森里山ラボ▶自然ガイドブック
普段自然に触れる機会が少ない方に、自然に興味を持ってもらうきっかけをつくる	▶畑づくり体験▶自然観察会 等

※「NPO 法人四季の森里山研究会」等、当公園をフィールドとする団体。

プログラム例：四季の森 里山ラボ ★Point★

▶食や文化、自然等について学ぶイベントを「四季の森 里山ラボ」と称し、単なる体験だけに留まらず、SDGs 普及啓発の場として、科学的、文化的視点からも里山について学べる講座とします。里山管理や自然解説の知識、技術を身に付け、公園や地域でボランティアとして活動できる人材を育てることを目的とします。

自然	里山の植物講座／森の生き物講座／地域の自然案内人養成講座
森づくり	雑木林管理体験／炭焼き体験／雑木林学習講座／雑木林安全管理研修
くらし	草木染め体験／つる細工教室／竹細工教室

プログラム例：「YNU 神奈川の美しい広葉樹林 50 選スタンプラリー」の実施

▶本公園は、横浜国立大学が実施した、県内の美しい広葉樹林を紹介する「神奈川の美しい広葉樹林 50 選」に選定されています。そこで、同大学と協働で「YNU 神奈川の美しい広葉樹林 50 選」スタンプラリーを実施し、県内の広葉樹林の保全再生や機能活用への県民理解の促進、ウィズコロナ・ポストコロナ下での県民の健康増進に寄与します。

- ・協力内容：スタンプラリー台の場所の提供
- ・実施時期：令和 4 年 4 月初旬～
- ・実施場所：ビジターセンター

【令和 4 年度実施計画】

- ・ボランティア活動を受け入れます。
- ・里山の自然や食、文化等について学ぶ講座「四季の森 里山ラボ」を開催します。
- ・自然観察会等を開催します。
- ・横浜国立大学と協働で「YNU 神奈川の美しい広葉樹林 50 選」スタンプラリーを実施します。

(イ) 子どもたちへの自然体験の機会提供

子ども達への自然体験の機会提供として、子ども達による里山活動ボランティア組織「子どもレンジャー倶楽部」を創設し、子どもたちが自ら自然について学び、自主的に活動に参加できる環境を整備します。子どもたちの情操教育にも繋がります。

その他に、自然遊びに不慣れな親子向けの「親子野遊び教室」や、キャンプ初心者向けの親子を対象に都会の里山でキャンプ体験を楽しむイベント「URBAN SATOYAMA キャンプ」、校外学習向けのレクチャーやセルフガイド等の学校受入プログラムの充実、大学と連携した子ども向けプログラム等を提供します。

プログラム例：子どもレンジャー倶楽部 ★Point★

▶子どもレンジャー倶楽部養成講座

⇒自然観察や畑づくりなど、年間を通して里山を体験的に学ぶことができる講座。アイスブレイクやチームビルディング※、自然観察、畑作り、雑木林管理体験、クラフト教室等の内容で毎月 1 回程度実施。

※ アイスブレイクは、簡単なゲームや運動を通じて、初めて出会う人どうしの緊張をほぐすこと、チームビルディングは、会社組織等のチームの目的意識・協力関係を強化し生産性等を高めること。いずれも様々なプログラムがある。

▶**子どもレンジャー段位認定制度**

⇒講座修了後に「子どもレンジャー」として認定。イベント補助や里山保全活動、自然情報発信等のボランティア活動に参加することが可能。活動参加状況に応じてポイントが溜まり段位を認定。子どもたちのモチベーションを引き出す。

▶**子どもレンジャー見守り隊**

⇒活動をサポートするためのボランティア制度を新たに立ち上げる。

プログラム例：URBAN SATOYAMA キャンプ ★Point★

▶**入門講座「SATOYAMA デイキャンプ」**

⇒半日のデイキャンプで、ネイチャーゲームを通じた自然ふれあい体験とテント設営等の基本的な技術を学ぶ【春】

▶**「SATOYAMA 野外クッキング」**

⇒畑での収穫と野外クッキングを体験し、里の恵みを満喫する1日のデイキャンプ【秋】

▶**「ウインター-SATOYAMA キャンプ」**

⇒落ち葉かき&焼き芋&BBQ。冬の里山を満喫する1泊のキャンプ【冬】



ウインターキャンプのイメージ

【令和4年度実施計画】

- ・子ども達による里山活動ボランティア組織「子どもレンジャー倶楽部」の立ち上げに向けた準備をします。
- ・子どもレンジャークラブの活動をサポートするボランティア制度「子どもレンジャー見守り隊」の立ち上げに向けた準備をします。

(ウ) 四季折々の催事や里山文化の伝承

古来より日本人の生活の一部として定着していた催事や暮らしぶりを次世代に伝えるため、

こいのぼり、七夕等の季節に合わせた伝統行事を実施（もしくは紹介）します。

ワークセンターでは、竹馬や竹ぽっくり、お手玉、けん玉、水鉄砲等、昔から親しまれてきた遊び道具の貸出を行います。さらに、「水車小屋」や「炭焼き小屋」など、里山文化を演出する施設も有効活用します。

【令和4年度実施計画】

- ・季節に合わせて、伝統行事の実施や紹介をします。

(エ) 「(仮称) 里山マルシェ」による地産地消

周辺地域の農家や施設、店舗を招いて、地場産の野菜などを販売する「(仮称) 里山マルシェ」を開催します。マルシェを通じて、来園者と生産者を繋ぎ、地産地消を進めます。

また、畑作り体験イベントを開催し、参加者が土に触れて作物を育てることで、農や食に関心を持ってもらう機会を提供します。

【令和4年度実施計画】

- ・里山マルシェ開催に向けた準備をします。

(オ) 里山の資源循環について楽しみながら学べるイベント

里山管理では、間伐材や落ち葉等、多くの植物発生材が出ます。この発生材を活用したイベント（クラフト教室、つる細工教室、炭焼き体験、落ち葉かき&焼き芋づくり体験等）を開催します（下表参照）。里山が持つ資源循環の役割を普及啓発するとともに、SDGs への取組として「持続可能な里山の実現」に貢献します。

また、人が手を加えることで守られる自然があることを広く知ってもらうため、近隣の教育機関等と協働で、里山の仕組みについての解説板や樹名板を作成設置します。

【令和4年度実施計画】

- ・植物発生材を活用したイベント（クラフト教室等）を開催します。
- ・教育機関と連携した里山の解説板や樹名板の作成、設置します。

(参考) 展開イベント・体験プログラム一覧

利用者の関心度【①体験する→②学ぶ→③活動】に応じた体験プログラム等を年間通じて提供します。また、利用者が減る冬季は閑散期対策として充実を図ります。

四季折々の公園を楽しむためのイベントカレンダー

	区分	春	夏	秋	冬
体験する	里山体験イベント	▶親子野遊び教室 ▶畑づくり体験（植付）	▶ホタルの夕べ ▶昆虫観察会 ▶畑づくり体験（枝豆収穫）	▶かかし作りコンテスト ▶畑づくり体験（芋掘り） ▶SATOYAMA フィットネス	▶落ち葉かきと焼き芋体験 ▶落ち葉プール ▶凧揚げ体験
		自然観察会（四季の森里山研究会 月2回、森林インストラクター神奈川会 月1回、きのこの会、ネイチャーフィーリング、手話付き）			
	里山文化の伝承	▶ひなまつり ▶こいのぼり掲揚	▶七夕飾り ▶お盆	▶お月見	▶七草粥振る舞い ▶節分豆まき
		昔遊び道具の貸出【通年】			
	地域交流	▶野外音楽祭 ▶四季の森公園まつり		▶里山マルシェ ▶地域防災フェス ▶手話による絵本読み聞かせ会 ▶緑区民まつり	
	持ち込みイベントの受入れ【通年】				
	URBAN SATOYAMA キャンプ	▶デイキャンプ		▶野外クッキング	▶ウインターキャンプ
	花フェス	▶菜の花▶カタクリ ▶さくら▶シラン ▶春の里山サテライトガーデン	▶花菖蒲 ▶ヤマユリ	▶ヒガンバナ ▶コスモス▶紅葉 ▶秋の里山サテライトガーデン	
学ぶ	里山ラボ	▶草木染め体験 ▶里山植物講座 ▶里山ガーデナー講座	▶森の生き物講座	▶つる細工教室 ▶雑木林学習講座	▶しいたけ駒打ち ▶炭焼き体験 ▶雑木林管理体験 ▶雑木林安全管理研修
	子どもレンジャー倶楽部養成講座	▶開校式 ▶アイスブレイク・チームビルディング ▶畑づくり	▶生き物ウォッチング ▶畑づくり	▶芋掘り ▶クラフト	▶落ち葉かき・焼き芋体験 ▶雑木林管理体験 ▶修了式
		地域の自然案内人養成講座【通年】			
活動する	四季の森サポーターズ	子どもレンジャー倶楽部、子どもレンジャー見守り隊、里山ガーデナー倶楽部、昔遊び伝え隊【通年】			
	既存ボランティア団体の活動	[REDACTED] 全国森林インストラクター神奈川会、公園愛護会等【通年】			

ウ 地域コミュニティに利用される公園づくり

子どもや高齢者の居場所づくり、ボランティアの受け皿整備、地域住民の交流促進等により、子どもから高齢者、障がい者まで、地域コミュニティを構成する誰もが公園を楽しめる仕組みづくりを進めます。これを通じて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念である「誰一人取り残さない」世界の実現にも貢献します（SDGsの取組）。

(ア) 地域住民の交流の場づくり・世代間交流の推進

各世代等の特性を踏まえた利用促進アプローチに加え、子どもから高齢者まで参加できる多様なサービス/イベント/体験プログラムの展開や、当公園をフィールドとする市民団体や地域団体による活動・行事への協力により、新旧住民の交流や世代間の交流ができる利用機会をつくりだし、地域コミュニティの活性化に貢献します。

▼地域住民の交流の場となる取組（▶新規、▷継続）

利用者サービスの展開を通じて…	▶「子どもレンジャー見守り隊」/▶ワークセンターでの昔遊び道具貸出し（遊び方伝授を通じた交流）/▶かかし作りコンテスト …等多数
地域行事や市民団体との協力を通じて…	▷「稲作の会」による小学生の稲作指導/▷「四季の森野外音楽祭」の共催 ^{※1} /▷「緑区民まつり」への協力 ^{※2} /▷「四季の森公園まつり」の開催 ^{※3} /▷地域と連携した防災フェス ^{※3} /▶里山マルシェ
交流事業を通じて…	▶周辺老人福祉施設との交流事業（花植えなど）

※1 四季の森音楽祭実行委員会が主催。/ ※2 横浜市緑区主催。/ ※3 現管理者が同じ或いは類似イベントを実施。

【令和4年度実施計画】

- ・稲作の会による稲作指導を行います。
- ・野外音楽祭を共催します。
- ・緑区民まつりに協力します。
- ・防災フェスを開催します。
- ・老人福祉施設との交流（花植えなど）をします。

(イ) 子どもの遊び場づくり

都市部に残された公園は、子どもの居場所・遊び場として重要な役割を担っています。遊具広場からジャンボすべり台を含めた一帯を、子どもや親子連れが年間を通じて遊べる場として整え、利用を促進します。

▶子どもが遊べる森（遊具広場・ジャンボすべり台エリアの活用）★Point★

- ⇒ジャンボすべり台周辺の斜面樹林地にイベント的にスラックライン、ハンモックテント等の仮設施設を設置できるような、子どもが遊べる森を整備します。
- ⇒ツリークライミング等の体験プログラムも実施します。
- ※写真は隣接する里山ガーデンのもの。



ハンモックテント設置イメージ[※]

【令和4年度実施計画】

- ・遊具広場からじゃんぼ滑り台一帯を子どもが遊べる森として、仮設施設を設置できるような樹林を整備することを検討します。

(ウ) 高齢者の社会参加、未病対策

周辺地域住民の高齢化が進んでいます。高齢者の社会参加・健康づくりに貢献する環境を整え、サービスを提供することで、利用促進につなげます。

▶ボランティア活動への参加のきっかけ

⇒「四季の森サポーターズ」【計画書 11(2)】や「四季の森里山研究会」等のボランティア活動へ参加できる受け皿を整えます。

▶趣味仲間との交流・居場所づくり

⇒高齢者を一人にさせないための仲間・居場所づくりとして、将棋や囲碁の貸出しや、自然観察俳句講座などのイベント、写真が趣味の方に向けた公募写真展を開催します。

▶健康づくりプログラム ★Point★

⇒外周園路を始めとした園内各所にキオポスト設置するほか、健康ウォーキングマップの作成、県が進める「3033 運動」を推進するためにリーフレットの配布等を行います。
⇒里山の自然の中でヨガなどを楽しむ健康づくりプログラム「SATOYAMA フィットネス（仮称）」を開催します。

【令和4年度実施計画】

- ・各ボランティア（四季の森サポーターズ、四季の森里山研究会等）受入体制の整備、調整をします。
- ・趣味仲間との交流の場づくりに向けた準備をします。
- ・健康づくりプログラムとして、3033 運動のリーフレット配布や「SATOYAMA フィットネス」開催等に向けた準備をします。

（エ）障がい者が利用しやすい公園づくり

ユニバーサルなサービスの提供、バリアフリーマップの作成と配布、自然を五感で感じるネイチャーフィーリング観察会や手話観察会等の開催などを通じて、障がいがある方にもっと利用していただける公園づくりを進めます。

また、周辺に福祉施設が多い特徴を考慮し、園芸セラピーを兼ねた花壇づくり、公園まつり等への出店誘致等、公園づくりへの参加・協働を積極的に働きかけます。

【令和4年度実施計画】

- ・バリアフリーマップの作成と配布をします。
- ・手話観察会を開催します。

（オ）多様な利用形態に応じた利便性の向上

前項までに示した各サービス/プログラム/イベントをより楽しめるよう、利用者が求める利便性に対するニーズを踏まえ、利便性向上の取組に努めます。

▶飲食ニーズへの対応

⇒公園滞在中の飲食ニーズ対応として、公園隣接の商業施設（大和 HRM が管理運営）の飲食店のデリバリーサービスを公園内で利用できるようにします。また公園まつり等のイベント開催に合わせて、ハンバーガー等のファストフードやアイスクリーム等のワゴン販売を実施します。

▶経営ノウハウを活かした、ともしびショップの活性化 ★Point★

⇒公園内売店「ともしびショップ」をより活性化させるため、大和 HRM が持つ商業施設の入居テナントへの運営管理ノウハウを活かし、ショップの運営を支援[※]します。

※具体的には、

▶リモートワーク需要への対応

⇒公園内でのリモートワーク需要等への対応のため、ビジターセンターや駐車場に近い南口等にフリーWi-Fi付自動販売機を設置し、周辺にテーブルとイスも配置します。



（展望台より）

等

【令和4年度実施計画】

- ・近隣商業施設のデリバリーサービスを導入します。
- ・ワゴン販売を実施します。
- ・ともしびショップの運営を支援します。

エ 周辺と連携したみどりの拠点づくり

本公園が県内有数のみどりの大規模拠点（45.3ha）であることを十分に意識し、周辺施設のみどり関連イベントとの連携や地域緑化により、公園内だけでなく地域全体としての魅力の向上に貢献し、利用促進の相乗効果が発揮されるよう取り組みます。

▶「里山ガーデンフェスタ」（ガーデンネックレス横浜実行委員会）とのコラボ

- ⇒隣接する「里山ガーデン」で毎年春と秋に開催される「里山ガーデンフェスタ」に合わせ、当公園をサテライト会場と位置づけ、里山ガーデン側の入口である西口広場、及び北口エントランスをウェルカムガーデンとして演出します。
- ⇒里山ガーデンと当公園を結ぶ**アクセス道路の緑化**を横浜市と調整して進めるとともに、周辺地域のボランティア団体等へ花苗を配布することで、両施設で連続して四季の花を楽しめる環境づくりを目指します。

▶「みどりオープンガーデン」（横浜市緑区）とのコラボ

- ⇒横浜市緑区が主催する「みどりオープンガーデン」に参加し、周辺地域と一体となって花や緑を楽しめるようにPRをします。

▶国際園芸博覧会とのコラボ

- ⇒旧上瀬谷通信施設跡地にて2027年3月に開催される「国際園芸博覧会」と連携した取組を進めます。

【令和4年度実施計画】**里山ガーデンフェスタとのコラボ**

- ・西口広場と北口エントランスをウェルカムガーデンとして演出します。
- ・周辺地域への花苗配布を実施します。

みどりオープンガーデンとのコラボ

- ・緑区が主催する「みどりオープンガーデン」への参加準備をします。

国際園芸博覧会とのコラボ

- ・国際園芸博覧会とのコラボに向けた関係機関との調整をします。

オ 新しい生活様式に対応した利用促進

公園は散歩や緑とのふれあいなど心身の健康維持にとって重要な機能を有しており、新しい生活様式に対応した公園利用においても感染状況のステージに応じた公園利用に対応します。本公園においても利用者集中による密を避けるため、公園や駐車場の混雑状況や予測をホームページ上に掲載して分散利用を呼び掛けるとともに、繁忙期（菖蒲開花期等）には、状況に応じて園路を一方通行にする等の対応をします。案内看板にはQRコードを設置し、自然観察セルフガイドを提供し、人との接触を避けつつ散策を楽しめるようにします。イベントは、屋外の広い場所で定員を設けて開催するなど、密を回避します。

また、テレワークの普及に伴い、公園内で仕事をする方が増えると考えられることから、Wi-Fi機能付きの自動販売機と可動式のテーブル、いすなどを用意し、新たな需要に対応します。

更には、感染拡大などで思うように公園を利用できない状況に備えて、360度カメラ撮影動画（花の開花状況などを歩きながら撮影）などを配信することにより、公園を疑似体験できるように工夫し間接的な利用も促進します。

ステージ 1 平常時	ステージ 2 感染対策を講じた利用促進	ステージ 3 緊急事態宣言等
感染対策が不要な時期においては、これまでの提案を確実に実施	感染防止対策を講じつつ、公園の魅力を発揮するプログラムを実施	密を回避した公園利用を提案
<p>■ステージ 2 における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の指針に従い、施設利用や公園イベント開催の留意点等を利用者やイベント共催者に周知 ・密の回避や利用者の健康状態の把握等対策を行ったうえでのイベント開催（→計画書 9(2)参照） ・イベント開催にあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断 <p>■ステージ 3 における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用が集中しそうな時間を HP 等で案内し、密を回避した公園利用を呼びかけ ・園内掲示等による密の回避やマナーの呼びかけ 		

【令和 4 年度実施計画】
<p>感染状況のステージに応じた公園利用への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑状況をホームページに掲載します。 ・イベント実施の際には感染状況に応じて対応します。 <p>テレワーク需要への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブルや椅子を貸し出すことを検討します。 <p>公園を疑似体験できるような間接的な利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・360 度カメラ撮影動画などのコンテンツ作成準備を進めます。

カ 閑散期・低利用エリア対策と既存施設の有効活用

(ア) 冬季イベントの充実

冬季は、

から、当公園の閑散期となっています。そのため、里山の冬を楽しむ各種イベント（落ち葉プール、しいたけの駒打ち、凧揚げ教室 等）を充実し、利用促進を図ります。



【令和 4 年度実施計画】
<ul style="list-style-type: none"> ・里山の冬を楽しむ各種イベント（落ち葉プール、しいたけ駒打ち、凧揚げ教室等）の開催準備をします。

(イ) 低利用エリア対策

本公園では、展望広場等に利用が集中する一方、繁忙期においても低利用エリアが存在することから、そうしたエリアを対象とした利用活性化策を検討・実施し、分散利用を図ります。

▼低利用エリア対策

場所	利用上の課題	改善の考え方
ピクニック広場	▶周辺樹林地の高木化、排水溝の土砂堆積による泥濘化で薄暗く湿っており、野外卓も劣化。ピクニックに不向きな環境	▶枝打ちや間伐 [※] 等により明るい環境に整備し、 、 、野外卓修繕等により、快適にゆっくり過ごせる環境とする。
遊具広場	▶遊具広場に隣接し、子ども連れ	▶により足元を改善し、キャン

南東側の 広場	を中心に来園者が多いエリア ▶排水が悪くぬかるむため、あまり活用されていない。	ブ体験イベントの会場、公園まつり等の際の出店場として活用。冬期は落ち葉プール設置場所として活用
------------	--	---

※大規模な間伐については県と協議。

【令和4年度実施計画】

- ・ピクニック広場の枝打ちや間伐等をします。

(ウ) 既存施設の有効活用

「水車小屋」や「炭焼き小屋」は、里山の自然・景観を演出する重要な資源ですが、両施設とも有効に活用されていない状況が見受けられます。「四季折々の風景の再生」や「里山体験」の各取組を通じこれらの施設の有効活用を図ります。

また、ワークセンターとビジターセンターは、それぞれ「里山文化の継承、交流の拠点」、「情報発信と自然環境教育の拠点」と位置づけ、更なる利活用を図ります。



ワークセンター

▼既存施設の現状と有効活用の方向性

施設	現在の状況	有効活用の方向性
水車小屋	▶動かされておらず、見学のみできる状態	▶日常点検と清掃により、水車小屋として必要な機能の維持保全。自然エネルギー(水力)の学びの場として活用
炭焼き小屋	▶近隣住宅地における煙問題により、長年炭焼きができない状態	▶ XXXXXXXXXX ※を導入して煙が出ない炭焼きを試行し、イベント等で活用
ワークセンター	▶農具が展示されているが、解説は無く雑多に置かれている状態	▶新規ボランティア組織「昔遊び伝え隊」立ち上げによる、昔遊びの提供(竹馬やお手玉等の貸出)、農具展示による里山の暮らし解説
ビジターセンター	▶生き物情報などの展示は充実しているが、子どもが直感的に楽しめる展示は不足	▶掲示板等を用いた自然情報の発信、セルフガイドや自然ガイドブック等の配布、販売 ▶手で触れて楽しめるハンズオン展示や生体展示 ▶野鳥等をテーマとした公募写真展、花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展等の特別展示

※ XXXXXXXXXX

【令和4年度実施計画】

- ・掲示板等を用いて自然情報を発信します。
- ・ビジターセンターでセルフガイドの配布等をします。
- ・ビジターセンターで花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展等の特別展示を実施します。
- ・ビジターセンター会議室の有料貸出をします。

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

グループ代表はこれまで、指定管理公園において利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、有料駐車場や自動販売機等の運営を行ってきました。本公園においても、利用者のニーズに沿った運営を行います。

ア 駐車場

本公園では自家用車による来園が多く見られます。特にイベント時や夏の繁忙期に生じる駐車場待ちの渋滞への対応が必要です。

▶ **SNS を活用した混雑緩和対策**

⇒混雑緩和対策として、公園 HP や SNS を活用し、駐車場の利用状況についてリアルタイムの情報を発信（右写真）。また、本公園での過去実績に基づいた「駐車場混雑予想カレンダー」を作成し、公園 HP に掲載

▶ **駐車場内及び周辺道路への配慮**

⇒来園者の多いイベント時や繁忙期はちびっこ広場の臨時駐車場化や周辺道路への誘導員配置等、臨機応変に渋滞対策を実施。また混雑予防のため大型バス利用は予約制とし平日のみ受付

▶ **場内工作物との接触事故防止**

⇒料金徴収ボックス等、車両接触の可能性が高い個所に反射機能付クッション材を設置

【令和4年度実施計画】

SNS を活用した混雑緩和対策

- ・駐車場利用状況を発信します。
- ・混雑予想カレンダーを HP へ掲載します。

駐車場内及び周辺道路への配慮

- ・繁忙期はちびっこ広場を臨時駐車場として活用します。
- ・周辺道路へ誘導員を配置します。
- ・大型バス利用の予約制受付をします。

場内工作物との接触事故防止

- ・反射機能付クッション材を設置します。

イ 自動販売機

利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。また、家族連れや子育て世代に配慮した取組を進めます。

設置場所	ビジターセンター前/しょうぶ園トイレ/じゃぶじゃぶ池トイレ/ワークセンター前/売店
品目・台数	飲料 9 台/アイスクリーム 1 台 ※うち飲料 3 台は売店による運営

各種機能を備えた自販機の導入

▶ **災害支援ベンダー**

- 大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供

▶ **キャッシュレス、バリアフリー対応など、利便性向上に資する機種**

- バリアフリー対応機種（車椅子でも購入しやすい機種）
- キャッシュレス対応機種
- フリー Wi-Fi 機能搭載機種

▶ **県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組**

- 自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なリサイクル対応のものとし、取組について看板等で PR

【令和4年度実施計画】

- ・災害支援ベンダーを導入します。
- ・バリアフリー対応機種を導入します。
- ・キャッシュレス対応機種を導入します。
- ・フリー Wi-Fi 付機種を導入します。

事故防止対策

▶ **防犯システムや対策**

- 現金盗難防止のための各種ロックの設置
- 高頻度での現金回収の周知

- 防犯カメラ（ダミーカメラを含む）や警報器の設置
- 緑警察署、旭警察署との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、重点パトの依頼等）
- ▶**転倒防止対策**
- 地震等による転倒防止のため、JIS 規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

【令和4年度実施計画】

- ・防犯体制構築（警察との情報共有等）や対策（防犯カメラ、警報装置等の設置）を実施します。
- ・転倒防止対策を実施します。

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

本公園の利用者は、周辺住民や子育て世代、自然に興味を持った方が多い傾向があります。イベントや花の見ごろ等のPRしたい情報に応じてターゲットを明確化し、適切な媒体を選択して情報を発信し、利用促進につなげます。さらに、SNSを活用した若い世代へのPR、周辺施設と連携した広報などにより、広域的な誘客を図ることで、新たな利用者層の獲得を目指します。

ア ターゲットに応じた広報・PR活動

広報・PR活動においては、地域住民に向けたもの、自然・花・写真展など利用者が興味ある分野に応じたもの、子育て世代に向けたもの、若者に向けたもの等、ターゲットや伝えるべきことを意識して取り組みます。

視点	活用媒体等
地域住民に向けた広報	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域情報誌（県のたより、広報よこはま、タウンニュース、リビング新聞） ▶自治会と連携し、回覧板や掲示板を活用したイベント等の情報提供
テーマや興味に応じた広報 （自然環境、生涯学習、写真愛好等）	<ul style="list-style-type: none"> ▶生涯学習情報サイト「PLANET かながわ」へのイベント情報掲載 ▶自然環境情報サイト「環境らしんばん」へのイベント情報掲載 ▶園内自然情報、花の見ごろ情報を公園ホームページで発信 ▶ボランティアセンターへチラシ等を配架 ▶「花とみどりのフォトコンテスト」開催による写真愛好家の誘客
子育て世代に向けた広報	<ul style="list-style-type: none"> ▶子育て情報サイト「いこーよ」等への情報掲載 ▶子育て支援拠点に子ども向けイベントチラシやパンフレットを配架 ▶公園 Web サイトでの子育て支援情報発信（ベビーカーで歩けるバリアフリーマップの掲載、おむつ交換台や授乳室の情報掲載）
若い世代へに向けた広報 （SNS 活用）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ツイッター、インスタグラム、フェイスブック等の SNS を活用し、情報発信 ▶インスタフォトコンテストの開催 ▶フォトスポットづくり*（下記実績参照） ※ XXXXXXXXXXにより写真映えする景観を整備するとともに、園内のフォトスポットをインターネット上で紹介し、園内での写真撮影、及び撮影した写真の SNS での拡散を促進。
マスメディア・観光情報サイト等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶イベントバンクを通じた各種媒体へのイベント、花の見ごろ情報の配信 ▶観光情報サイトの活用（神奈川観光情報サイト「かながわ NOW」、トリップアドバイザー） ▶広報メディアへの情報提供（新聞社、テレビ局、ラジオ局、ガイドブック等） ▶市営地下鉄（グリーンライン）の駅や車両広告 ▶グループ代表独自の公園お出かけ情報誌「パークナビ」や「公園だより」

【令和4年度実施計画】

地域住民に向けた広報

- ・地域情報誌へ情報提供します。
- ・自治会と連携した情報提供をします。

テーマや興味に応じた広報

- ・自然環境情報サイトへの情報掲載をします。

- ・公園 HP で情報を発信します。
- ・フォトコンテスト開催により誘客します。

子育て世代に向けた広報

- ・子育て情報サイトへの情報掲載をします。
- ・公園 web サイトでの子育て支援情報を発信します。

若い世代へ向けた広報

- ・SNS を活用して情報発信します。

マスメディア・観光情報サイト等の活用

- ・イベントバンクを通じた情報配信をします。
- ・広報メディアへ情報提供をします。
- ・パークナビを活用します。

イ 周辺施設等と連携した利用促進・PR 活動

- ・横浜動物の森公園「里山ガーデン」と本公園との「周遊ウォーキングマップ」を作成します。
- ・中山駅から本公園へ続く遊歩道「せせらぎ緑道」（右写真）に案内看板や生き物解説板を設置し、中山駅方面からの案内を充実させ、アプローチも楽しめる工夫をします。
- ・隣接する [] の館内掲示板や、チラシ配架、ウェブサイトでのイベント告知により、公園来訪のきっかけをつくります。また、館内の展示スペースを活用し、「花とみどりのフォトコンテスト」入賞作品展や公募写真展を開催して、公園の魅力を発信します。
- ・鉄道事業者と連携した「（仮称）駅から散策マップ」の作成、配布により鉄道利用者をターゲットとした広報 PR を展開します。
- ・大和 HRM が管理運営する [] 等の商業施設にチラシを配架し、より広域からの誘客を図ります。



せせらぎ緑道

【令和4年度実施計画】

- ・ [] 活用します（館内掲示板、チラシ配架、ウェブサイト等）。
- ・大和ハウスリアルティマネジメント株式会社が運営する商業施設にチラシ配架します。

ウ 広域的な利用促進・PR 活動

(ア) [] との連携

当公園が立地する多摩三浦丘陵 [] エリアでは、自然環境保護などの活動を行う団体どうしのつながり [] があります。これら団体と情報交換や協力関係づくりを進め、 [] 相互にパンフレット配架などを行います。

※2 首都圏グリーンベルト構想の実現を目指し、いるか丘陵上で自然保全活動を行う団体等をネットワークし、情報交換、丘陵規模の活動連携に取り組んでいる。

【令和4年度実施計画】

- ・各団体との情報交換をします。
- ・相互にパンフレットを配架します。

(イ) 外部イベント出展による公園のブランディング

横浜駅での「花とみどりのフォトコンテスト」入賞作品展開催やエコプロ出展による公園の取組紹介を通し、四季の風景を楽しめる公園としてのイメージをPRし、広域的な誘客を進めます。

【令和4年度実施計画】

・フォトコンテスト入賞作品展開催に向けて準備します。

(ウ) 公園に来られなくても四季を感じてもらう ★Point★

高齢や障がい等で公園に来られない方に向けて、周辺の病院や福祉施設等での公園写真展示を行います（右記実績参照）。

【令和4年度実施計画】

・周辺施設での公園写真展開催に向けて調整します。

エ 公園利用者数の目標値

四季の魅力再生と利用促進の取組により新規来園者とリピーターを獲得し、令和元年度の利用者数 699,382 人から今後 5 年間で 5% 増となる 734,351 人（34,969 人・5% 増）を目指します。

令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
699 千人	706 千人	713 千人	720 千人	727 千人	734 千人

【令和4年度実施計画】

・各取組の実施により利用者増に取り組みます。

計画書5「自主事業の内容等」

【1】公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

利用者からは、植物等の名前を知りたい、食事のとれる店がほしい、といった要望があります。そこで、樹名板等の設置に加え、管理事務所でオリジナル自然ガイドブックやポストカードを販売することで、貴重な里山の自然との触れあいを促進させます。また、公園に植栽している、サカタのタネオリジナルの花苗を販売することで、都市緑化の推進にも貢献します。

また、利用者サービスの向上を図るため、大和 HRM が管理運営する近隣商業施設と連携して、家族連れなど多くの方が集まるじゃぶじゃぶ池や遊具広場周辺で、飲食物や水遊び用具などのワゴン販売を実施します。また、近隣商業施設からの出前も実施し、1日を通して公園の中でゆったり過ごせる利用環境を提供します。収益については、一部を公園の魅力向上や周辺地域の緑化推進等の財源として活用します。

管理事務所での物販

物販内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公園で見られる野鳥や植物等を掲載した「オリジナル自然ガイドブック」の作成販売 ●公園で見られる野鳥や植物等の写真を使った「オリジナルポストカード」の作成販売 ●「サカタのタネ」オリジナルの優良品種等の花苗の販売 ●「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」の販売（グループ代表が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を中心に構成）
料金設定	ガイドブック 500 円/部、ポストカード 50 円/枚、カレンダー 500 円/部…等 サカタのタネオリジナルの花苗の販売 500 円程度～/鉢…等
営業期間	毎日（年末年始を除く） 9:00～17:00
実施体制	公園スタッフによる直営
その他	物販の収益の一部を、公園の魅力向上や周辺地域の緑化推進等に還元

【令和4年度実施計画】

・オリジナルグッズ等の販売を実施します。

園内での飲食物等のワゴン販売

物販内容	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント開催時やGW、夏休み等の繁忙期には、近隣商業施設の入居テナント等のハンバーガー等のファストフード店、アイスクリーム店、ホームセンター等によるワゴン販売を園内利用者が多い場所（遊具広場周辺等）で実施 ●可動性の高いワゴン販売により、季節や来園者の状況等に応じた販売場所と、ニーズに合ったバラエティ豊かなメニューや商品を提供 ● 内店舗での調理により、販売状況に応じて出来立ての飲食物を随時補充（出前も可能とする）
料金設定	ファストフードメニュー 290 円程度～、アイスクリーム 280 円程度～
営業期間	公園まつり等の大型イベント開催時、夏休みやGW期間等
実施体制	各店舗の運営は業務委託とします。大和 HRM が指導監督し、利用者へのサービス向上に努めます。 【指導・監督事項】 店舗への食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法の遵守、店舗の衛生管理、接客、メニュー、環境配慮等 【業務委託内容】 商品の仕入れ、接客、販売等、店舗の運営全般 【環境配慮】 ゴミ削減と環境に配慮し、プラスチック製の容器類はできるだけ避け、リユース容器、紙製容器を導入

※料金設定はすべて税込。

【令和4年度実施計画】

・繁忙期にじゃぶじゃぶ池周辺等でワゴン販売を実施します。

公園協会の独自資産（SDGs積立資産）を活用した取組

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地環境改善のために実施する間伐等の一部 ● 菖蒲園再生のための土壌改良・株分け等実施 ● はす池の再生（外来種調査・駆除） ● 自然環境保全のための GPS 導入 ● 利用促進プログラムの一部 ● 子どもが遊べる森づくり ● 配架用点字パンフレットの作成、サイン（簡易掲示）用のピクトグラム作成 ● おむつ交換台の設置 ● トイレの一部洋式化 ● 防災用食料及び衛星電話等、防災備蓄品の購入 ● E V 作業車両の導入
------	---

【令和4年度実施計画】

- ・ 樹林地環境改善のために実施する間伐等の一部に充当します。
- ・ 自然環境保全のための GPS を導入します。
- ・ 利用促進プログラムの一部実施に充当します。
- ・ 配架用点字パンフレット、サイン（簡易掲示）用のピクトグラムを作成します。
- ・ おむつ交換台を設置します。
- ・ トイレを一部洋式化します。
- ・ 防災用食料及び衛星電話等、防災備蓄品を購入します。
- ・ E V 作業車両を導入します。

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

駐車場、自動販売機の料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県横浜川崎治水事務所の許可を得て実施します。

ア 駐車場

土日祝日のみ有料とし、料金設定は普通・二輪・大型に区分し、1回制料金とします。

期間	1/4～12/28 の土日祝日	時間	8:00～17:00 (5/1～9/30は8:30～18:00) ※ホテルの夕べ実施期間は20:30迄
台数	165台	料金	普通510円 / 二輪80円 / 大型830円
協力金	県の施策への協力として、緑化協力金実施要綱に基づき、協力金を賛同者より受領。		
減免	<ul style="list-style-type: none"> ・学校利用や障がいのある方等の利用については全額減免。 ・電気自動車利用で『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合は半額減免。 		

※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「四季の森公園駐車場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

実施体制	料金徴収は外部委託し、グループ代表/場内清掃、繁忙期の誘導等は直営で対応
業務委託内容	売上金収納管理/釣銭補充/機械の点検・修繕/減免対応等
指導監督方法	売上報告/釣銭補充状況/機器点検結果/職員不在時対応等

【令和4年度実施計画】

・土日祝日を有料駐車場として運営します。

イ 自動販売機

自動販売機については、専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料80円～220円程度（カップ、缶、ペットボトル等） アイス140円～200円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導/月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

【令和4年度実施計画】

・専門業者への委託、販売品目や防犯対策等を指導します。

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

ア 駐車場

全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を展開する社会福祉法人等非営利団体が事業のために公園を利用する場合
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として公園を利用する場合
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合
- (5) 身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が公園施設を利用する場合
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合

5割免除の対象

電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県EV・FCV認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る

【令和4年度実施計画】

・駐車場管理基準に基づく減免を県の承認を得て実施します。

イ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」


(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。グループ代表が公園の管理運営で培った接客ノウハウに加え、大和 HRM が商業施設の運営で培ったノウハウを導入し、接客対応の向上に努めます。公園利用者が公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園では、四季折々の里山風景を楽しめる公園を目指していることから、その日の花や自然の情報等を全スタッフが共有し、地域一体となった市内有数のみどりの拠点づくりのため、周辺施設の情報も把握したうえで利用者の案内を行います。

おもてなし五箇条

笑顔	常に明るく笑顔で対応します	
挨拶	お客様に積極的に挨拶をします	
身だしなみ	ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます	
誠実	問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。	
カイゼン	お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。	

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

▶ 「(仮称) 利用案内の手引き」の携帯 ★Point★

本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花や野鳥のみどころ情報マップ、里山ガーデンなどの周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全スタッフが共通した認識で対応します。

▶ 「おもてなしバッグ」の携帯

コミュニケーションボード、公園や近隣施設のパンフレット、周辺ウォーキングマップ、セルフガイド、飲料水、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き(仮称)を入れた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

▶ 窓口での対応

花や野鳥の見ごろ情報に関する問合わせが多いため、開花カレンダー、花や野鳥のみどころ情報園内マップを準備しておき、迅速な案内対応に努めます。

▶ 電話での対応

GW や菖蒲開花期等の繁忙期は駐車場に関する問合わせが多いため、駐車場係員との小まめな電話連絡により常に状況を把握し、迅速に回答できるようにします。

▶ 情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール(事務所内の情報ボード、連絡ノート)、所内会議(月1回)を活用してイベントや花の見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり(神奈

川県警察本部) 」に則り適切に処理します。

▶ ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。【→詳細は計画書 7(3)】

【令和4年度実施計画】

- ・利用案内の手引きを携帯します。
- ・おもてなしバッグを携帯します。
- ・マップ等の準備による窓口での迅速な案内対応をします。
- ・駐車場状況の把握による迅速な電話対応をします。
- ・情報の共有による利用者サービスの向上に努めます。
- ・ユニバーサルなサービスを提供します。

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反する場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等のもとより、犬のノーリードや生態系を損なう行為、無許可でのドローン使用なども禁止とします。

また、利用者相互の安全確保として、グループ代表が策定した新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール【→計画書 9(2)】の遵守を利用者に呼びかけます。

▶ 利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

▼ 利用ルールの主な項目（想定）

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ポイ捨て、不法投棄、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用等、犬のリード着用
施設の適正な利用方法	ジャンボすべり台等遊具、野外ステージ、会議室等の適正利用
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

実績：運営会議と連携したカメラ撮影マナーの作成

⇒座間谷戸山公園では、園内で繁殖している希少鳥獣（猛禽類）の生息地保護のため、平成29年度に大学の学識経験者の意見を踏まえながら、市民団体等で構成される公園運営会議と協働で、生息地における撮影・観察時のマナーを作成し、チラシやポスターの配布・掲示により公園利用者に周知しました。これにより、鳥獣保護とともに、野鳥を観察・撮影する公園利用者や、通常の園内散策等の公園利用にも配慮し、苦情等の防止を図りました。

▶ 利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

【令和4年度実施計画】

- ・必要に応じて条例や規則等以外の利用ルールを策定し、ピクトグラム等により利用ルールを周知します。

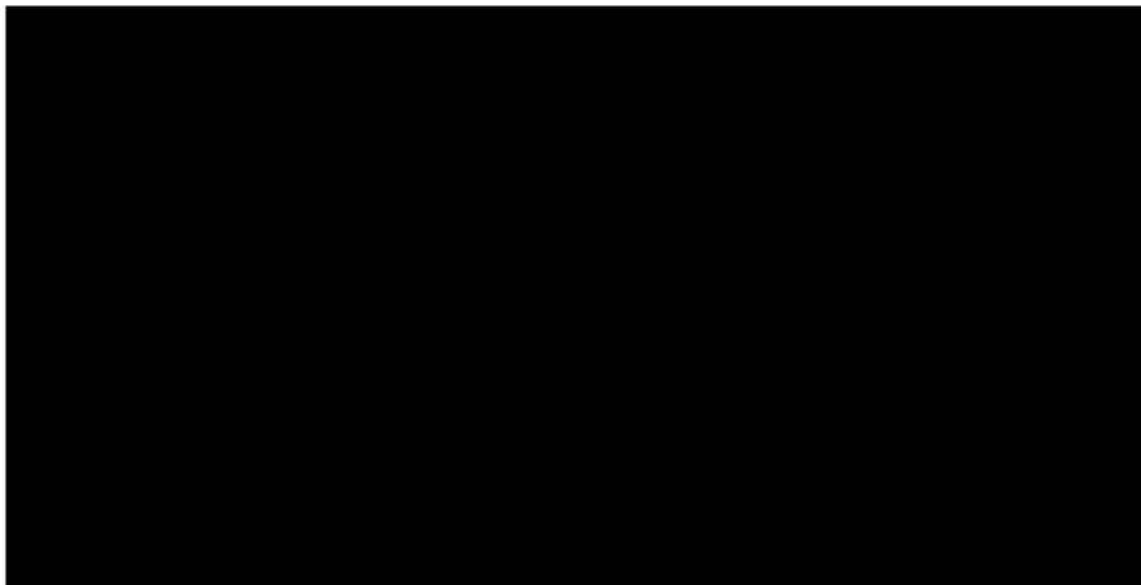
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

▶接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

▶研修の実施



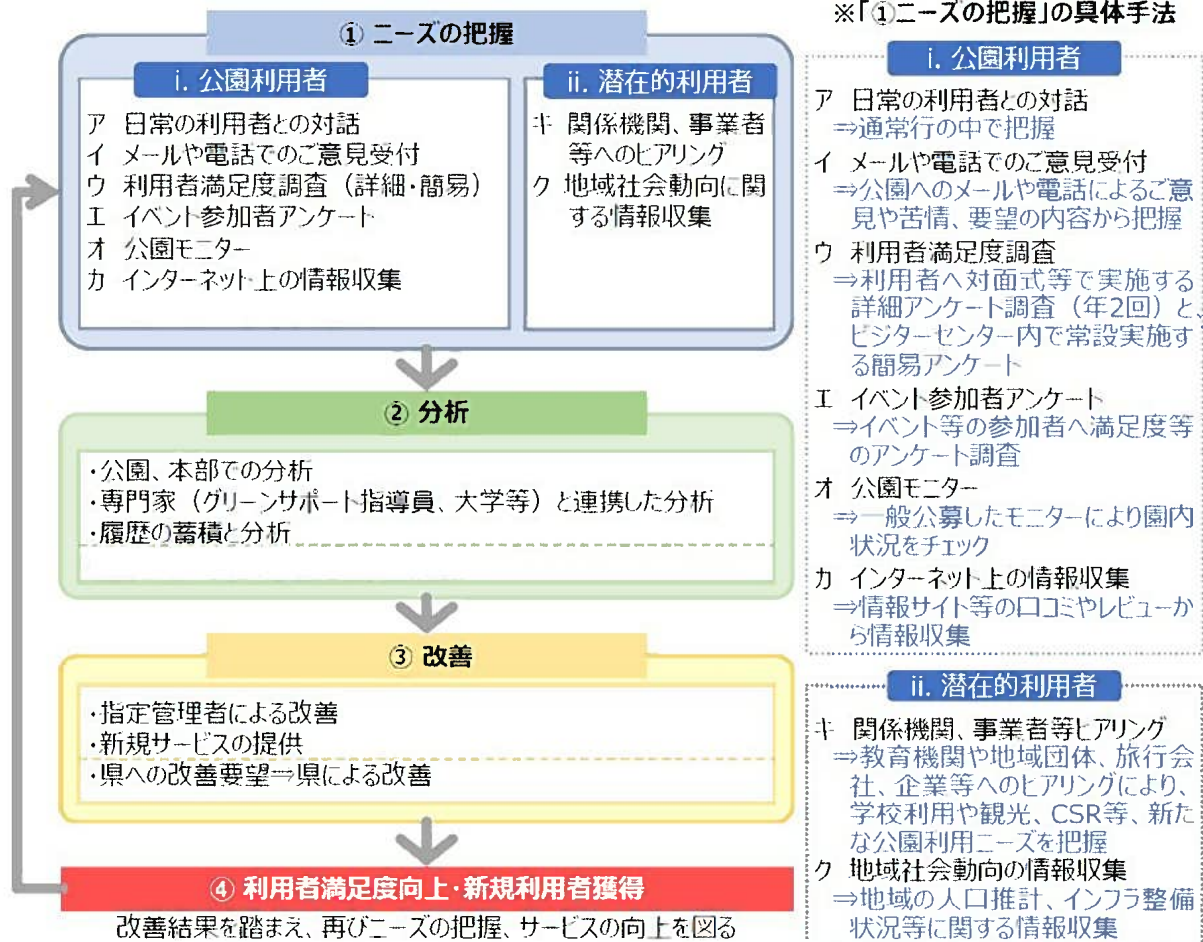
【令和4年度実施計画】

- ・接客マニュアルを整備します。
- ・[redacted]実施します。
- ・[redacted]実施します。
- ・[redacted]実施します。
- ・[redacted]実施します。
- ・[redacted]実施します。

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

ア 利用者ニーズの把握と反映の仕組み

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります



※「①ニーズの把握」の具体手法

i. 公園利用者

- ア 日常の利用者との対話
⇒通常行の中で把握
- イ メールや電話でのご意見受付
⇒公園へのメールや電話によるご意見や苦情、要望の内容から把握
- ウ 利用者満足度調査
⇒利用者へ対面式等で実施する詳細アンケート調査（年2回）と、ピシターセンター内で常設実施する簡易アンケート
- エ イベント参加者アンケート
⇒イベント等の参加者へ満足度等のアンケート調査
- オ 公園モニター
⇒一般公募したモニターにより園内状況をチェック
- カ インターネット上の情報収集
⇒情報サイト等の口コミやレビューから情報収集

ii. 潜在的利用者

- キ 関係機関、事業者等ヒアリング
⇒教育機関や地域団体、旅行会社、企業等へのヒアリングにより、学校利用や観光、CSR等、新たな公園利用ニーズを把握
- ク 地域社会動向の情報収集
⇒地域の人口推計、インフラ整備状況等に関する情報収集

苦情・要望データベースの構築	グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。
グリーンサポート指導員	グリーンサポートとは、グループ代表が委嘱している外部の専門技術指導員です。樹木医や動物研究者等、多様な知識と技術を持つ専門家が登録されています。代表企業では、これまで梅の剪定方法や桜の樹勢回復、接遇、自然環境調査等、様々な技術についてアドバイスを受けてきました。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

横浜市では「多文化共生のまちづくり指針」に基づき、外国人も暮らしやすいまちづくりを目指しています。本公園が位置する緑区ではインド人を中心に外国人人口が増加傾向にあります。次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、[]と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

利用案内	<ul style="list-style-type: none"> ● JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置 ● ホームページ、パンフレット、標識類の4ヶ国語言語対応（QR コードを活用） ● 翻訳機器や翻訳アプリの導入 ● 英語コミュニケーションボードの設置 ● 公共交通機関の多言語案内の配布 ● フリーWiFi 付自販機を設置 ● []を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入
安全確保	● 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記

【令和4年度実施計画】

- ・ピクトグラムによる案内を設置します。
- ・ホームページを4ヶ国語対応とします。
- ・翻訳機器等を導入します。
- ・英語コミュニケーションボードを設置します。
- ・フリーWi-Fi 付自販機を設置します。
- ・やさしい日本語を用いた案内を導入します。

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭に置いた利用者対応に努めます。

▼物理的環境への配慮（障がいに応じた利用への配慮）

- ビジターセンターでの車椅子の貸出 ● 車椅子利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置
- 触る/香りを嗅ぐなど五感で楽しめる自然観察会の開催
- 身体障害者向けのサービスをホームページ上で周知
- 車椅子利用者の視線を意識した展示の作成 ● 触ったり香りを嗅いだりできる展示作成
- 起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応

▼意思疎通の配慮（障がいに応じた意思疎通への配慮）

視 覚	<ul style="list-style-type: none"> ● パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ● 運用神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ● 神奈川県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成
聴 覚	<ul style="list-style-type: none"> ● []職員による窓口対応 ● コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ● 「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮

共通・
その他

- バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置
- 障がいのある方の家族・介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応
- ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進）

【令和4年度実施計画】

物理的環境への配慮

- ・ 車椅子の貸出を行います。
- ・ 携帯スロープを配備します。
- ・ 身体障害者向けサービスをホームページで周知します。
- ・ 送迎サービスや車両乗入れ対応を検討します。

意思疎通の配慮

- ・ パンフレット等の点字化をします。
- ・ 神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページを運用します。
- ・ 掲示物や配布物作成の際には神奈川県の色使いのガイドラインに則ります。
- ・ [] 職員による窓口対応をします。
- ・ コミュニケーションボード等を設置します。
- ・ 耳マーク掲示を掲示し、筆談などの配慮をします。
- ・ バリアフリーマップの作成、配布をします。
- ・ 丁寧な対応に努めます。
- ・ ホームページなどへの補助犬マークの表示をします。

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が点在し、施設での団体来園が多いため、園内への車両乗入れ対応等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

- ビジターセンターでの車椅子・老眼鏡・ルーペの貸出
- 園内への車両乗入れ対応
- [] 職員による対応

【令和4年度実施計画】

- ・ 車椅子、老眼鏡、ルーペの貸出をします。
- ・ 園内への車両乗入れ対応の検討をします。

エ 子育て世代への対応

遊具広場やじゃぶじゃぶ池を中心に親子連れの利用が多く見られます。地域コミュニティ活性化のため、おむつ交換台の設置等により子育て支援策を充実します。

- ビジターセンター内に授乳スペース設置
- ビジターセンター内、遊具広場前トイレにおむつ交換台の設置
- 子ども用便座の貸出
- 小便器へ男児用の踏み台の設置
- 掲示物へのルビ振り
- ベビーカー向け・親子公園散策マップの作成
- おむつ交換台やバリアフリー対応状況等の子育て支援情報の提供（ホームページ、子育て支援サイト等）

【令和4年度実施計画】

- ・ ビジターセンター内に授乳スペースの設置を検討します。
- ・ 園内トイレにおむつ交換台を設置します。
- ・ 園内トイレを一部洋式化します。
- ・ 掲示物へのルビ振りをします。
- ・ 子育て支援情報を提供します。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において [] 職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、 [] ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	<ul style="list-style-type: none"> ● [] 職員による対応 ● コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ● 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園利用者向け手話講習会の開催 ● 手話自然観察会の開催 ● 手話による絵本読み聞かせ会の開催

【令和4年度実施計画】

職員への教育

- ・公園協会本部での手話講習会を開催します。
- ・手話の反復練習をします。

手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上

- ・ [] 職員による対応をします。
- ・コミュニケーションボードを設置します。
- ・電話以外の問い合わせツールを用意します（メール、FAX）。」

手話の普及啓発

- ・手話自然観察会を開催します。

(参考) 提案内容の実現に向けたバックアップ体制

■本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

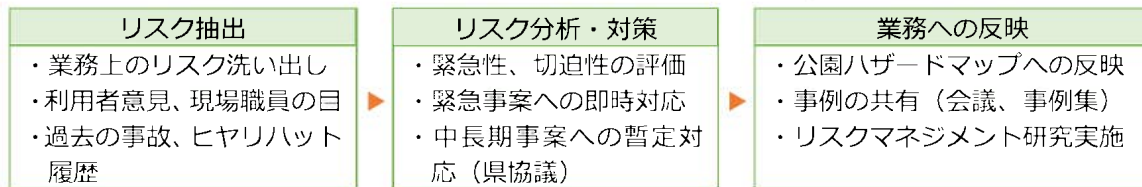
■公益事業としての予算の充当

ピクトグラム等の高額な物品等の導入にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs 積立資産」【→計画書 14(6)参照】も活用して予算を確保します。

計画書 8「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。



事故防止の観点から見た本公園のリスク分析（現時点の想定）

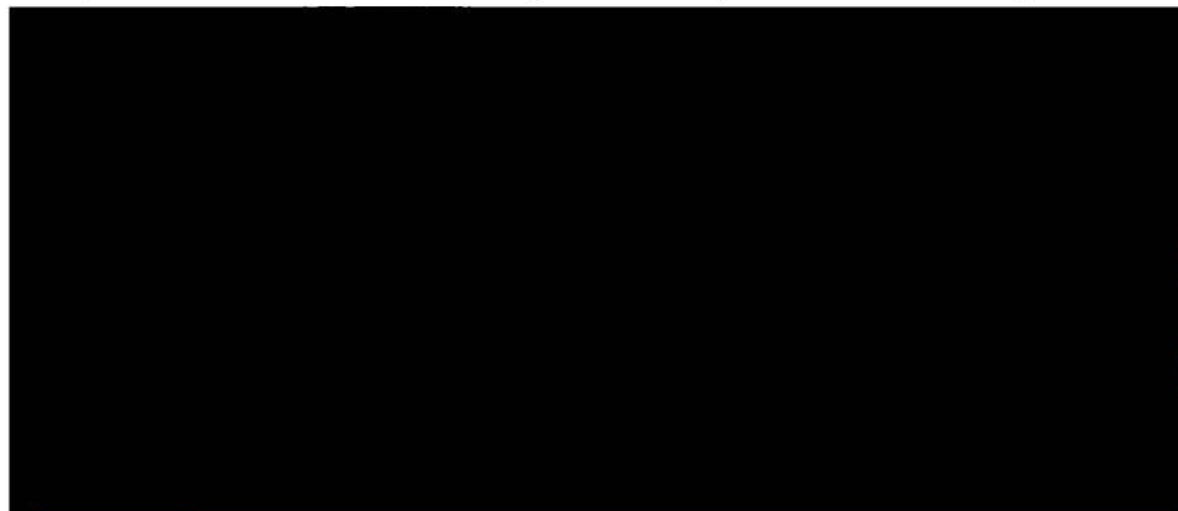
地形や植栽等によって生じる死角	起伏のある入り組んだ地形であり、園路や広場周辺の植物の成長等に伴い死角が生じやすい
樹林地での危険木	樹林地が多く、荒天時等には倒木や枯れ枝の落下等の恐れがある
未舗装園路での転倒や虫刺され等	未舗装園路や階段での泥濘や落ち葉等による転倒事故への注意や樹林地内でのスズメバチ等による虫刺され被害への注意が必要
施設の老朽化	遊具や施設（階段、手すり、トイレ等）の老朽化が見られる

本公園におけるリスク分析と対策例

リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回避	倒木・落枝による人身被害 死角での事件の発生	危険な枯損木の早期発見と早期除去等 見通しを確保するための適切な植物管理
低減	未舗装園路等での転倒事故	泥濘箇所での排水改善とチップ散布、注意看板設置
移転	高所や危険を伴う作業、専門性を要する施設の修繕等	専門業者への委託

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制の確立に加え、関係機関や地域等と連携した体制の強化、情報共有や巡視等の徹底により、事故等を未然に防ぎます。



夜間・年末年始の体制

- 夜間、警備員が園内巡視（1 晩 2 回、年末年始は 1 晩 5 回）
- 緊急事態が発生した場合、緊急連絡網に基づき、園長または副園長等が連絡を受け急行
- 特に年末年始は公園職員やグループ代表本部職員も当番制により待機

事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施します（原則月 1

回)。また、グループ構成員にも伝達し、事故情報の共有と再発防止をとともに図ります。

所内会議・毎朝の作業前ミーティング等

月1回、公園スタッフ全員が参加する所内会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めます。毎朝の作業前等においても事故防止の点検等を行います。

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います※。

※ 詳細は、計画書3イ(イ)の「点検と連動した速やかな修繕」に記載のとおり

“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫

園路や各エリアを毎日異なる職員が巡視することや逆回りの巡視など、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。


「全国一斉施設点検パトロール」

グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策をとともに考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフによる毎日の安全点検と専門業者による年1回の定期点検を実施し、点検や修繕の記録は履歴書を作成し更新 ・異常時は利用を中止し専門業者に精密点検や修理を依頼 ・[REDACTED]を開催 ・利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
じゃぶじゃぶ池	<ul style="list-style-type: none"> ・荒天時のロープ等による立入禁止措置、園内放送による気象情報の周知を実施 ・流れ部分に鋭利な物がないか、滑る箇所がないか等点検、定期的な清掃 ・必要に応じ、子どもへの遊び方の指導（危険な遊び方の禁止）
はず池	<ul style="list-style-type: none"> ・[REDACTED]
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の日常的な点検および迅速な処理等の実施 ・園路や階段等での転倒防止（清掃や[REDACTED]等） ・スズメバチなどの危険生物の確認
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> ・園路や広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 ・[REDACTED]などを重点的に点検 ・転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施 ・[REDACTED]は通行止め措置 ・見通しの確認、必要により刈込等

(イ) 日常作業の安全確保

■ 来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	[REDACTED]	
作業エリアの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置 	 ロータリー式刈払機
来園者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知 	

農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有

■ 作業員の安全確保

作業前 : 道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ▼ ・体調や作業内容、適切な服装や保護具、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）、
- ▼ ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入促進

作業中 : 確実な保護具着用、周辺安全確認

- ▼ ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ▼ ・作業内容に応じた監視役の配置と適切な休憩
- ▼ ・スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後 : ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

(ウ) ボランティア活動における安全管理

本公園では、雑木林管理等のボランティア活動が盛んで、活動中の安全管理も重要です。グループ代表が定める [] には、 [] 設けており、 [] 作業中の安全対策などを講じたうえで活動していただきます。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、防犯カメラ、警察との連携により防犯対策を講じます。

また、売店では過去に盗難被害に遭った経緯から、防犯カメラ付き自販機の設置、夜間巡回警備の重点立寄りポイント化、従業員への防犯対策教育をします。

パトロールの充実強化：日常パトロールに加え、園内利用者、 [] 関係者からの情報を活用し、樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図ります。

(イ) 地域と一体となった防犯対策

■公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで顔の見える関係を築くとともに、日常的に公園を散策や犬の散歩などで利用される地域住民との交流などを通じて、地域に親しまれ見守ってもらえる公園づくりを行い、犯罪の未然防止に努めていきます。

■ボランティアとの連携

本公園では、里山保全や自然観察などの様々なボランティア活動が行なわれ、指定管理者が事務局の連絡協議会が設けられているので、それぞれの活動を通じて得られた防犯や事故防止に関する情報を、日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録してもらい公園の防犯対策に反映させます。

■地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

子ども 110 番の家

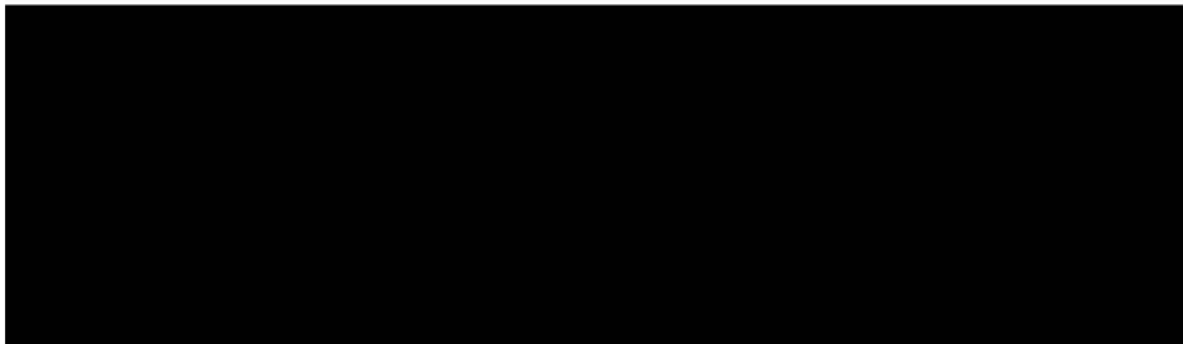
▶ 子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に管理事務所を登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 火災への対応

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物や施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物や施設が改築等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行う
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルールの徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品や周辺環境の点検(漏電防止の徹底等)を行うとともに、消防署の指導や助言を受けての消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は、巡視の強化や必要に応じた警察への巡視要請を行う

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した安全管理の対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備して遵守します。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置し、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園では樹林地の過密化や巨木化が進み、暴風雨による倒木や枝落下、ナラ枯れや日照不足による枯損木などが発生し、斜面上の不安定な樹木も心配です。

こうした危険木による災害を防止するため、日常の巡視において、園路や広場、駐車場等施設周辺など、利用者の安全確保が重要な個所を中心に、枯損木や枯れ枝、病害虫（ナラ枯れ等）等の状況を確認し、必要に応じて、横浜川崎治水事務所と分担等の協議により、伐採やによる診断、病害虫防除などの対策を速やかに実施します。樹林内等その他の箇所は、ナラ枯れの確認や台風シーズン前の危険木確認を行います。

日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

■ 日常の点検と対応

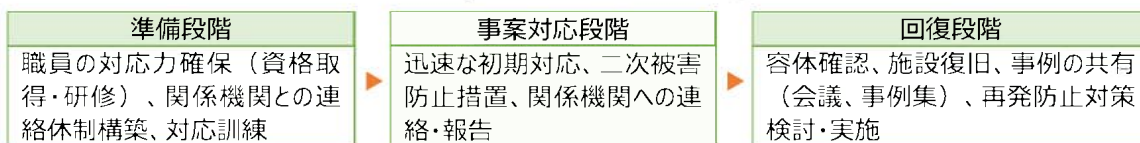
- 園路や広場、施設等周辺の樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- 樹木高所の枯れ枝の発見と迅速な除却、枯損木・折れ枝等の処理
- 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- 危険な生物への対処を学ぶ研修実施
- 防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの樹木を優先的に間伐

■ 集中的な点検時における対応

- 近年巨大化する台風等での倒木に備え、園路や広場、施設周辺を重点的に点検・処理
- 定期的な手入れ頻度の低い区域における枯損木や枯枝の発生等を重点的にパトロール

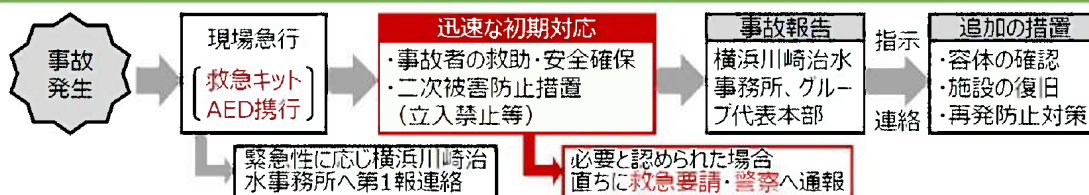
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方法（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として、「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。



ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- 事故を認知した時点で職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて救急車等の緊急車両要請及び車両進入路を確保
- 二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- 応急措置後、速やかに横浜川崎治水事務所及びグループ代表本部に報告し対応について協議
- 夜間等、職員不在時は巡回警備員が緊急連絡網により情報伝達し、職員が緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- 事故や不祥事が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じて、「事故・不祥事に関する報告書」により、適時・適切に報告
- 各公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、グループ代表本部に報告するとともに全職員に周知
- 重要な事故等については、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、グループ全体で対応方針、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議
- グループ代表本部で、理事長をトップに全所属長を構成員とする「事故・不祥事防止会議」を開催し、事故情報の共有や事故防止対策を協議。グループ全体で共有して確実に対応

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告や不審物、不審者情報等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、関係機関とも連携し、夜間等、職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに横浜川崎治水事務所（以下、県）に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県と調整を図りながら対応
不審物・不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県へ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談

エ 外国人、障がい者、高齢者対応

事故発生時等における外国人、障がい者、高齢者の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため、心のバリアフリーに配慮しつつ、安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペースの確保などを図ります。

想定ケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ●貸出用車椅子の提供 ●避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ●筆談、コミュニケーションボードの活用 ●注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ●自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	●落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

■多言語表記や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険個所があり立入禁止	木が倒れています 危ないので 入ることは できません

「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います（右例）。

けがを なおしてくれるところ
First Aid
救護所
구호소

“救護所”の多言語表示例

■避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行困難な利用者の避難、移動を支援します。ビジターセンター（管理棟）の畳の休憩室を救護スペースとして確保します。

オ 不祥事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成に取り組むとともに、各種法令や諸規定、ガイドラインに基づき適正な業務遂行を徹底しています。

万一、不祥事が発生した場合は、すぐに状況把握と被害の拡大防止措置を行い、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行います。また、被害者の損害等についても誠意を持って対応します。

その後は再発防止に向けて、原因究明、対策検討を行い、業務改善につなげます。

【令和4年度実施計画】

・各取組を実施します。

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

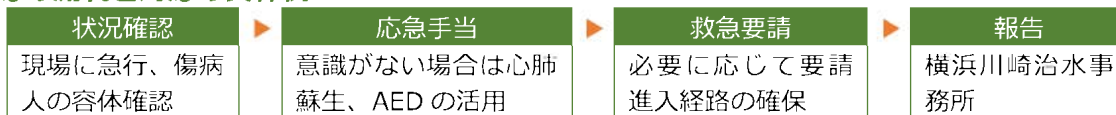
(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が急病人等の状況を把握した上で応急措置を行うほか、必要に応じて救急要請、心肺蘇生、AEDの利用などの処置を施します。

また、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

対応の流れと対応の具体例



傷病の事象	対応
倒木・枝落下の怪我	打撲・擦傷等症状の確認と救命処置など応急手当
ハチ刺され・虫刺され	ポイズンリムーバーでの毒除去、アナフィラキシー症状の確認・対応等
園路・流れ等での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と救命処置などの応急手当
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

を受講しています。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

ビジターセンター、ワークセンター、売店に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

提案：幼児安全法支援員の資格取得

⇒園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます。

【令和4年度実施計画】

- ・ 園長、副園長等は幼児安全法支援員の資格を取得します。
- 防災訓練等における AED 取扱い訓練の実施
- ・ 避難訓練、消火訓練、AED の取扱い訓練等を実施します。
- AED の確実な配備
- ・ ビジターセンター、ワークセンター、売店へ AED を設置します。
 - ・ 救急キットを常備します。

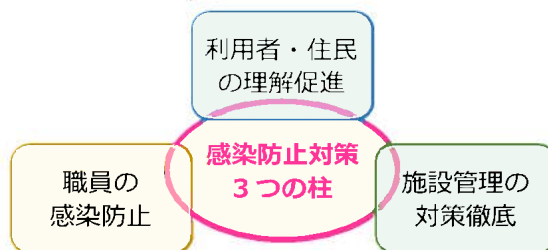
(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア コロナウイルス対策

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行います。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 体調が悪い時には利用を控える ● 時間、場所を選びゆずりあう ● 人と人との間をあける ● 小まめな手洗い ● 咳エチケット ● 接触確認アプリの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊具、ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底 ● パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ● 車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ● 密となる時間帯の情報提供 ● 園内放送での密回避の呼びかけ ● 神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

	利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
各施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 発熱症状等がある時の利用を控える ● 利用前の手洗い消毒 ● 人との距離を 2m（最低 1m）確保 ● 大きな会話、密接した会話を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入口受付等に手指消毒液を設置 ● 窓口等に飛沫防止のシート設置 ● 人の手が触れる部分の消毒・清掃 ● 小まめな換気
ビジターセンター※1	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設共通の対応と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設共通の対応と同じ ● 換気のため出入口を常時開放※2
ワークセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設共通の対応と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入口受付等に手指消毒液を設置 ● 人の手が触れる部分の消毒・清掃 ● 換気のため出入口を常時開放※3
会議室（事前申込制）	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員は最大 8 名 ● 検温結果、体調を利用当日に報告 ● テーブル等利用後の設備消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ● 換気のため出入口を常時開放 ● 非接触型体温計設置 ● 消毒液設置 ● 利用者の体調、連絡先等の把握 ● 利用ルールを予約時に申込書で周知
売店	※関係ガイドラインを徹底	

<ul style="list-style-type: none"> ●発熱等の症状がある場合の利用自粛 ●手指消毒液の設置 ●会計窓口へのシート設置、コイントレーの使用

※1 管理棟、展示棟 ※2 展示室開館時 ※3 使用時

(ウ) イベント時の対応

<p>イベント共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベント参加者への検温、風邪等の症状確認 ●接触確認アプリの導入呼びかけ ●参加者の連絡先の把握 ●受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示 ●マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ(マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く) ●主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける <p>※全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるイベントについては、神奈川県「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に事前相談を行ったうえで実施</p> <p>※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設ける</p>
<p>体験イベント(例：自然観察会、公園散歩、ノルディックウォーキング等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ
<p>大規模イベント(公園まつり等)</p> <p>※多方面から不特定多数の来園が見込まれ、すべての来園者の連絡先把握等が困難であるため、当面の間開催を見合わせる。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催を検討</p> <p>※グループ代表以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとする</p>

(エ) 職員の感染防止対策

体制	<ul style="list-style-type: none"> ●各園の安全衛生責任者(衛生責任者)を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ●職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ●執務室の小まめな換気(毎時2回程度) ●電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底
健康状態の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●出勤前の体温確認 ●朝のミーティングでの態様確認 ●37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ●体調不良時は年休を取得し自宅療養
働き方	<ul style="list-style-type: none"> ●1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ●ユニフォームの小まめな洗濯 ●長時間労働を避ける ●時差出勤、テレワークの導入 ●会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●対面での食事、会話を控える ●常時換気 ●共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに横浜川崎治水事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告 ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施 ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力
--

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、ビジターセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

物品備蓄	非接触型体温計、マスク、消毒液、消毒用手袋、間仕切り用簡易テント 等
受入時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるために15分以内で交代 ・ビジターセンター(展示棟)の会議室を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図る

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の

防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

ノロウイルス (売店、イベント時食品出店)	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理者の健康管理の徹底 ● 調理者の調理前後・トイレ等時の手洗い徹底 ● 調理場所・器具の消毒(次亜塩素酸ナトリウム)や熱湯消毒 ● 嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去) ● 注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起) ● 虫よけスプレースの貸し出し(パークセンター等で貸出用のスプレーを常備)
鳥インフルエンザ	<p>【通常時】 不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、県自然環境保全課に報告</p> <p>【県内で発生した場合等】 不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、県自然環境保全課に報告</p>

【令和4年度実施計画】

- ・各取組を実施します。

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や横浜市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

（ア）的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や横浜市防災情報Eメール等を活用し、リアルタイムな情報収集を行います。

（イ）タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

- ▶▶▶ 台風直撃が予想される場合は、横浜川崎治水事務所と協議の上、樹林地内の枝落下等の危険がある園路の通行を制限

（ウ）体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、【計画書 8】の事故防止体制に基づき対応

(エ) 令和元年に発生した台風15・19号の際には、による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、対策に加え、災害による停電に備えて必要な対策を講じ業務継続性を担保しました。

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- **情報収集**：アと同様。
- **利用者への注意喚起等**：大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等呼びかけ。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

- **情報収集**：環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁HPや自治体メールマガジン等で確認。アラートの発表がない場合でも、毎朝、暑さ指数(WBGT)を確認し職員で共有
- **事前準備**：事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備。熱中症応急セット*を配備



空調作業服の導入
(職員の熱中症対策)

※ 保冷剤、タオル、スポーツドリンク(経口補水液)、うちわ等である。なお、意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない。

- **利用者への注意喚起等**：ビジターセンターやワークセンターの入口に情報板を設置して注意喚起を行うとともに、園内放送により休息や水分補給を呼びかけ。イベント主催者へ参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す。

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		ジョギングなどの運動中止を呼び掛け
31℃以上 危険	運動は原則中止	
28～31℃ 嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20分おきの休憩と水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ
25～28℃ 警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきの休憩を促す
21～25℃ 注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す

エ その他気象災害への対応

竜巻注意情報が発表された時や光化学オキシダント緊急時措置情報が発表された時などは、園内放送等で利用者に注意喚起を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 横浜市緑区または旭区で震度4発生時

○配備体制

- ・地震発生後30分以内(勤務時間外に発生した場合は報道による情報収集、被害発生への恐れがある場合は参集し現地確認、夜間参集がなかった場合でも翌朝8:30までに横浜川崎治水事務所やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める)にパトロール班を編成しパトロールを開始

○初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認(負傷者の有無)、公園施設の確認・点検(被災箇所や危険個所の有無)

- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果に基づき、随時、横浜川崎治水事務所に報告
(勤務時間外であっても、被害があった場合は、県土木へ速やかに報告。)
- ・周辺住民等が避難してきた場合は、防災機能ゾーンの広場やビジターセンター、ワークセンター、駐車場などで受け入れ、横浜市緊急防災課や各区と連携して、避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

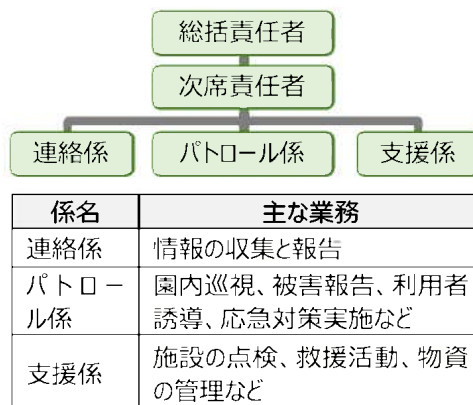
イ 横浜市緑区または旭区で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模な災害が発生の場合

○配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応
- ・ [REDACTED] 組織的に対応
- ・ 30分を目途に初動体制を県土木へ報告。

○勤務時間外の参集体制

- ・園長は本公園に参集
- ・ [REDACTED]
- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は [REDACTED]
- ・職員は参集し次第、県横浜川崎治水事務所とグループ代表本部に報告
- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、 [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、 [REDACTED] 対応

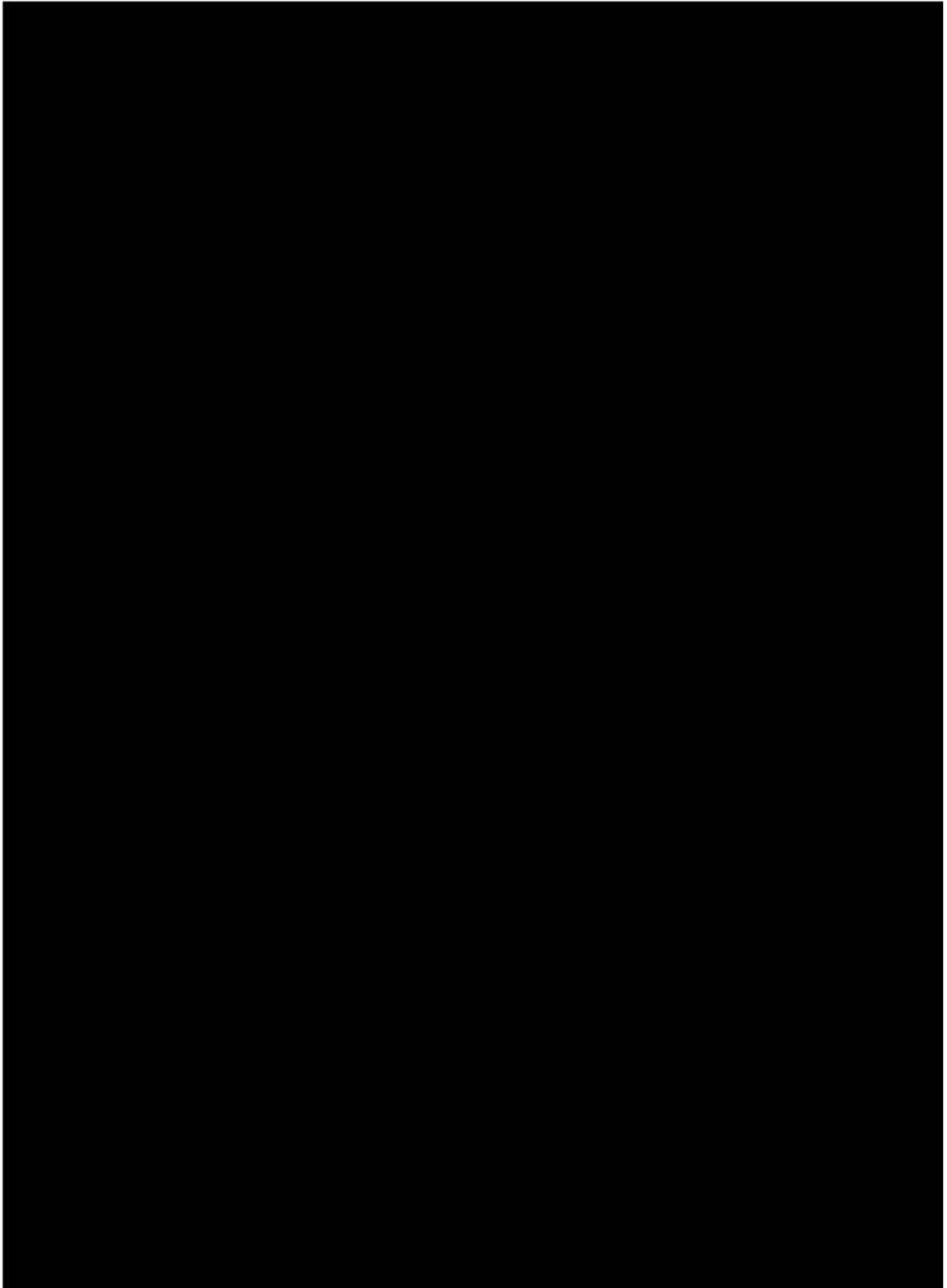


ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「四季の森公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の [REDACTED] のタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、横浜市の広域避難場所に指定されており、横浜市や周辺施設の管理者との連携の下、広域避難場所としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園が避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があり、日頃から横浜市や各区役所と意見交換し柔軟な対応をとります。

■タイムライン（防災行動計画）



■ **タイムラインに合わせた対応の重点**

初動時 発災～3時間後 (管理事務所体制確立) (園内パトロール、避難誘導)	●急を要する連絡調整に当たっては、 迅速な各公園の状況把握が可能 確実性を向上 迅速な園内状況把握
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	●人命優先・被害拡大防止を第一に ●感染症対策を講じた滞留者の受入れ (→計画書9(2)参照) ●トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ●日頃から市や区、等と築いたネットワークを活かし滞留者支援 ●車中避難者への毛布等備蓄品の提供、駐車スペースへの仮設情報掲示板の設置
復旧・復興時 発災から4日以降	●避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、横浜市等と連携した柔軟な対応 ●復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

市街地の樹林地に囲まれた公園として、大規模地震時に発生するを想定した避難誘導や、を想定したシミュレーションなどを区役所等と連携して行います。夜間の公園は暗いので、避難場所となる広場等への看板の設置やを行います。

普段から、地震時に必要となる機器設備や備蓄品や防災井戸等の点検と適切な維持管理、市や区、地域や関係機関と連携した防災訓練などを行うとともに、災害時には横浜市や関係機関等が行う避難誘導や負傷者救急措置、救助救援活動などに協力していきます。また、公園内には急斜面が存在しているので、台風や大雨時などの斜面崩壊や倒木などに特に注意を払います。

■ 災害情報の受発信

地震警報機能付ラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリ、携帯電話への横浜市防災情報Eメール等を活用し、起こりうる災害情報の収集を絶えず行い、臨機応変で迅速な対応に努めます。

■ 災害対策マップの活用と更新

災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷わずに安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。災害発生時には公園入口に看板を設置しマップを配布します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

施設	想定される利活用	管理方法
VC(管理棟、展示棟)、ワークセンター	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、通信設備や備蓄品等の点検、災害対策活動指針等の準備
南口広場やちびっこ広場、さくらの谷等の広場	広域避難、応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
駐車場	物資置き場、応援活動拠点	・舗装、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等
はず池、防災井戸	防火、生活用水	・車両進入路確認、設備点検
園内放送、照明	情報伝達、照明	・点検

■ 施設の日常点検

- 震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- 基本的に月1回、震災時のパトロールコースを巡回し、異常の有無や動作等を確認

■ 備品類の日常点検

- 毎年1回以上、発電機（燃料を含む）や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- 常備すべき資機材や備蓄品（食料や毛布等）及び救急医薬品は、数量と保管場所を示したリストを作成し、ビジターセンターや管理詰所、倉庫に掲示し職員間で共有
- 通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

(ウ) 防災訓練・職員教育

▶▶▶ 大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

■ シェイクアウトプラスワン

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- [] 緊急連絡網の再確認
- [] 避難経路の確認

- [] [] 災害時に適切に対応できるよう訓練

■ 職員の意識向上の取組

- [] や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解と意識向上を図ります。また、グループで共有を図る。
- 緊急時には、震災対応に専念できるよう、[] 職員への意識付けを行う。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

避難場所となる広場は、ビジターセンターから離れており、公園内での連絡体制の確立が必要です。また、市街地火災から逃れるよう避難場所に誘導する必要があります。起伏があり園内も暗いので、障がい者や高齢者等の避難誘導にも対応が必要です。

(イ) 対応

トランシーバーを活用して公園内での連絡体制を確立し、ビジターセンターで収集した情報等を避難場所となる広場に在る職員に伝達するなどの対応をとります。
[] が発生し避難場所となる広場に危険が及ぶ可能性がある場合は、より安全な [] に誘導するなど、被害防止に努めます。障がい者や高齢者等の避難誘導については、健常者による共助をお願いし、公園職員は全般的な災害対応を行うなど、役割分担して対応にあたります。

(ウ) 地域との連携

■ 横浜市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や地域住民、行政や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深め、災害時に備えます。

- 広域避難場所である本公園から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢については、事前に横浜市等と調整
- 横浜市・地域の自主防災組織や消防等との防災訓練などを通じて、震災時対応について定期的に意見交換し、社会状況の変化などに応じたマニュアル等の見直し
- 緊急車両の進入ルートは駐車場からとなることや、夜間は緊急参集の職員によるゲート開場となることなど、施設の解施設や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立
- 隣接する [] と災害時の連携体制を確立するとともに、同校で実施される防災訓練に公園スタッフが参加

■ 共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	市消防署の協力により、全職員を対象に年1回AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施。
自治体と連携した防災訓練の実施	大震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施。利用者や地域住民にも参加を促す。
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加。
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加。
■■■■■	■■■■■

■ 利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品(食料、水)	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
■■■■■	■■■■■
衛星電話、■■■■■ ■■■■■トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を■■■■■設置
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意

(オ) 災害発生時の協力等について

横浜川崎治水事務所や横浜市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■ 災害復旧への協力

- ・ 事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。
- ・ 災害発生後に、横浜市からの要請があれば、積極的に協力します

■ 避難所(帰宅困難者滞留)となった場合のコロナウイルス感染症対策

⇒計画書9(2)「新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針」に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画(BCP)について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書(BCP)を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■ 災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

グループ代表は、■■■■■本公園の園長・副園長不在時にも、■■■■■参集できる体制を取ります。日々の業務での連携に加え、■■■■■体制を確実なものとしています。

【令和4年度実施計画】

- ・ 各取組を実施します。

計画書 11「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

▶▶▶地域交流、県民参加の場づくり、地域の活性化、防災力強化などに貢献します

グループ代表が管理運営する公園では、地域とのつながりや地域貢献を重視し、地域の団体や人材、関係機関との連携・協力の体制を構築してきました。その結果、動植物の保全やイベント実施など様々な主体と協働連携した公園管理運営を実現し、地域の活性化に繋げるなど多くの成果を上げてきました。

本公園においても、昭和63年の公園開園当初から自治会や関係機関、地域活動団体やボランティアなどとの連携協力関係を構築し管理運営を行ってきました。そうした関係や実績を活かしながら、効果的な公園管理運営を行うとともに、地域交流や県民参加の場づくり、地域の防災力強化などに貢献していきます。

ア 地域と協力したイベント開催

地域の多様な団体や組織と連携協働しながら様々なイベントを開催し、地域とともに本公園の魅力づくりや地域の活性化や交流づくりなどを進めていきます。

▼地域と協力したイベント（※【 】は連携相手）

緑関連のイベント

- 「みどりのオープンガーデン」【緑区、周辺の住民・団体・施設】
- 「ガーデンネックレス横浜」におけるサテライト会場化【横浜市】
- 里山ガーデンと公園を結ぶアクセス道路の緑化【横浜市、地域の自治会】
- 国際園芸博【横浜市】

その他の多様なイベント

- 四季の森公園まつり【 ██████████ 等】
- 緑区民まつり【緑区】
- 地域の伝統行事 ██████████
- ビジターセンターでの特別展示・持込みイベント受入れ・発表や活動の場の提供【地元
の市民団体サークル等】

【令和4年度実施計画】

- ・みどりオープンガーデン参加に向けた準備をします。
- ・ガーデンネックレス横浜におけるサテライト会場化へ向けた準備をします。
- ・緑区民まつりを共催します。
- ・ビジターセンターでの特別展示等受入準備をします。

イ 地域と協力した防災・防犯体制の構築（地域防災力の向上）

本公園は広域避難場所に指定されていることから、横浜市や区、関係機関（警察や消防署）、自治会等と連携し、「地域防災フェス」や防災訓練を開催し、ともに地域防災力の向上を進めます。

非常時に迅速かつ円滑に連携・対応できるよう、県や横浜市、関係機関との緊急連絡体制を確立するとともに、防犯対策として、平時より警察へのパトロールの依頼や防犯情報の交換等の積極的な連携に努めます。隣接する ██████████ と災害時の連携体制を確立し、同校の防災訓練に公園スタッフが参加します。

自治会や住民と連携し、園内の防犯パトロールや犬の散歩者による「わんわんパトロール」を実施し、地域ぐるみで安全安心な公園を目指します。

また、 ██████████ 関係者が通勤の際に公園内を見ながら歩き、必要に応じて園長が ██████████ に参加して最新の防犯情報や地域情報を共有する等、グループ全体として、より確実な防犯対策と地域の全体的なサービス向上を進めます。

【令和4年度実施計画】

関係機関、自治会等との連携

- ・地域と連携した防災フェスを開催します。
- ・防災訓練を開催します。
- ・関係機関との緊急連絡体制を確立します。
- ・[] 災害時連携体制を確立します。

近隣商業施設との連携による防犯対策

- ・[] 関係者による園内異常発見時の連絡体制を確立します。
- ・[] 参加による情報共有をします。

ウ 企業 CSR 活動との連携

グループ代表が管理する他の県立公園では、企業の CSR 活動の受入れを積極的に行っています。CSR 活動や SDGs に対する関心が高まっており、本公園の近隣にも多くの企業が立地することから、CSR 活動のニーズは増えていくと考えられます。グループ代表が培ったノウハウを活かし、本公園においても積極的に CSR 活動の開拓・受入れに努めます。

具体的には、[] 等のプログラムを用意し、ホームページを通じた呼びかけや実績紹介、企業への働きかけ、資器材の提供や技術指導などの支援、活動の成果を園内掲示板や HP 等に表示することにより、企業が活発に活動しやすい場づくりを進めていきます。

▼想定する取組案

- [] のテナント事業者と連携し、公園まつり等への出店を誘致し、賑わいの創出と地域経済の活性化に貢献します。

実績紹介：CSR 活動による外来種抜き取り

⇒グループ代表が管理する茅ヶ崎里山公園では、[] が環境月間（6月）の社会貢献活動として、社員と家族による自然観察会と外来種抜き取り活動を行いました。この活動は公園ホームページを見た企業担当者からの連絡により実現したものです。



【令和4年度実施計画】

- ・受入プログラムを用意します。
- ・ホームページを通じて活動と呼びかけます。
- ・[] のテナント事業者のイベントへの出店誘致をします。

エ 学校等教育機関との連携

大学等の教育機関等と連携し、地域コミュニティの活性化や公園をフィールドとする環境教育や自然環境調査等を進めることで、当公園を地域住民等にとってより魅力あるものへ育てていきます。次世代を担う子どもたちに対しては、里山の自然・文化について深く学んでもらう機会を積極的に提供していきます。

具体的には、[] を用意し、幼保・小学校から、中学・高等学校・大学まで、園内での体験学習や職場体験、奉仕活動等を受け入れます。

保育園・幼稚園、小学校

- 近隣の保育園・幼稚園との協力による、七夕の飾り付け
- 「稲作の会」との連携による、近隣小学校 [] の体験学習の場として、田んぼづくり学習
- ドングリ里親制度：子どもたちが園内でドングリ採取、苗木育成、樹林更新時に植栽
- [] による樹名板づくりと取付け

中学・高校・大学	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内大学※との連携で子ども向け自然体験プログラム提供（企画・実施主体は学生） ● 公園における研究や各種活動実施の積極的な協力と、研究成果等の公園管理運営へのフィードバック ● []の学生インターンシップ受入れ（年間 5 日間程度、自然環境保全に関する内容を想定）
----------	---

※ []を想定。

【令和4年度実施計画】

保育園・幼稚園、小学校の受入

- ・受入プログラムを用意します。
- ・稲作の会との連携による田んぼづくり学習を受け入れます。

中学・高校・大学の受入

- ・受入プログラムを用意します。
- ・公園における研究等に協力します。
- ・大学のインターンシップを受け入れます。

（2）ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

▶▶▶公園内から周辺地域へ、ボランティア活動の輪を広げていきます

本公園では、里山や自然環境の保全、自然とのふれあい促進等、多様な分野においてボランティア団体が活動しています。これらの団体と引き続き連携・協働し、ボランティア活動をさらに活性化させるとともに、グループ代表のノウハウを活かした新規ボランティア立上げに努めます。また、公園内だけでなく、周辺地域へ活動の輪を広げていく視点を持ち、地域コミュニティの活性化に貢献します。

ア 公園で活動するボランティア団体との連携や、新たな団体の発掘

本公園で既に活動しているボランティア団体（下記）との連携・協働に加え、当公園に関心のある新たなボランティア団体の発掘や関係づくりに努めます。

また、四季の森公園ボランティア連絡協議会の事務局として、各団体間の情報交換、連携に取り組み、市民参加型の公園管理を進めます。

・四季の森里山研究会	・稲作の会	・四季の森公園愛護会
・全国森林インストラクター神奈川会	・炭焼き四季の会	[]
・神奈川さのこの会		

【令和4年度実施計画】

- ・既に活動しているボランティア団体との連携・協働をします。
- ・四季の森公園ボランティア連絡協議会の事務局として各団体と連携します。

イ 市民ボランティアの育成（参加しやすい環境づくり）

■ ボランティア参加の機会創出

市民ボランティア活動は、高齢化・硬直化で活動の継続性に悩まされるケースが少なくありません。そのため、誰もが好きな時に気軽に参加できるボランティア制度「四季の森サポーターズ」や子どもによる里山活動ボランティア組織「子どもレンジャー倶楽部」を立上げるとともに、ボランティアに必要な知識や技術を学べる仕組みづくりにより、ボランティア育成を図ります。

具体提案：四季の森サポーターズ制度の創設

⇒ 誰もが好きな時に参加できるボランティア登録制度。自身の興味やライフスタイルに合わせて、公園が設定した活動メニューに1回から参加可能。登録者には年間を通じて活動メニューを案内

活動メニュー例	子どもレンジャー見守り隊【→計画書 4(1)】、昔遊び伝え隊【→計画書 4(1)】、四季の森ガーデナーズ、各種イベントのサポート等
募集方法	ホームページ、チラシ、ポスター、地域情報誌、里山ラボ受講者への案内等により幅広く募集
参加ポイント制度	活動参加回数に応じてポイントが貯まり、花苗等のプレゼントと交換可能
保険	登録者の負担により [] に加入

■ ボランティア育成のしくみ

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ▶四季の森サポーターズ登録説明会※1 | ▶四季の森ガーデナー講座 |
| ▶子どもレンジャー倶楽部養成講座【→計画書 4(1)】 | ▶他公園ボランティアの見学交流会 |
| ▶里山ラボ【→計画書 4(1)】 | ▶雑木林安全管理研修【→計画書 4(1)】 |
| ▶地域の自然案内人養成講座※2 | |

※1【想定内容】公園の管理運営方針やボランティアの趣旨説明、活動紹介

※2【想定内容】本公園に限らず、三保・新治地区全体の自然（文化や歴史含む）を案内する人材を育成。年間複数回講座で単発参加も可。四季の森公園 [] を会場とし、内容は地域の自然、地域の里山文化、自然解説の基本等のテーマを想定

この他、グループ代表が定めているボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ [] により、より多くの方々がボランティアとして参加できる環境づくりを行います。

■ ボランティアコーディネーターの配置

専門スキルを持った「ボランティアコーディネーター※」を配置し、ボランティアとの協働連携や発掘を積極的に進めます。

※ 公園スタッフのうち、他公園等でボランティア担当経験のある者や、ボランティアコーディネーター関連の研修を受講する者を、「ボランティアコーディネーター」（ボランティア担当者）とする想定。

【令和4年度実施計画】

- ・四季の森サポーターズ制度の立上げを準備します。
- ・関心度等に応じた里山体験プログラム「四季の森 里山ラボ」開催により、里山について学ぶ機会を提供します。
- ・ボランティアコーディネーターを配置します。

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 「緑の10大拠点」としての位置づけをふまえた周辺施設との連携

当公園が立地するエリアには複数の緑の拠点が、「横浜市水と緑の基本計画」における「緑の10大拠点」の1つ〈三保・新治地区〉に位置づけられています。同地区の緑の保全・活用の取組方針として、大規模な里山景観を保全し、自然観察・農体験などが楽しめる場として活用することが謳われています。

様々な個性を有する周辺施設とネットワークを形成し、役割分担しながら緑の拠点づくりを進めます。本公園は「**里山景観の保全と利用、里山体験の場**」と位置づけ、周辺施設と連携しながら、里山の保全と利用、体験活動等に関する情報交換や普及啓発を行います。

- 相互に里山・自然環境の保全に関する情報交換※や情報発信（ホームページ）
※動植物見どころ情報、外来種侵入と防除状況、希少種の状況と保全手法、病虫害の状況等を想定。
- 連携協働によるプログラム/イベントを通じた里山体験の提供と普及啓発
- 「里山マルシェ」【→計画書 4(1)参照】、畑づくりイベントを通じた地産地消の啓発
- 「地域の自然案内人養成講座」による広域で活躍できる人材の育成



※「横浜市水と緑の基本計画」（平成 28 年 6 月）を一部加筆。

【令和 4 年度実施計画】
 ・周辺施設との連携に向けて準備を進めます。

イ 「ガーデンネックレス横浜」との連携

ガーデンネックレス横浜実行委員会（事務局：横浜市）が毎年開催する「ガーデンネックレス横浜」に合わせ、当公園をサテライト会場と位置づけ、相互にイベントを盛り上げます。

また、メイン会場の 1 つである「里山ガーデン」（横浜動物の森公園 植物公園）と当公園を結ぶアクセス道路の緑化・修景[※]や、里山ガーデンと当公園との「周遊マップ」の作成・配布を行うことで、両会場の連続性や回遊性を高めます。

※緑化・修景はグループ代表の公益事業である周辺地域のボランティア団体等への花苗配布等を活用。

【令和 4 年度実施計画】
 ・連携に向けた準備を進めます。

ウ その他の多様な連携

▶「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

⇒グループ代表では平成 20 年より県立都市公園や県立自然公園を舞台とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年 600 点程度の作品応募があります。作品は専門家による審査を行い、入賞作品展をグループ代表が管理する公園や病院等で開催し、公園を PR しています。

▶公園関係団体を通じた連携

⇒公園関係団体で構成する [redacted] の中で情報交換や他公園の視察を行い、公園管理に関する最新知見を学び、本公園の管理運営に役立てます。

▶ [redacted] との連携

⇒当公園は、多摩三浦丘陵 [redacted] に属する他の施設 [redacted] と連携して相互 PR や視察による人材交流等を行います。【→計画書 4(3)参照】

▶公共交通機関・近隣商業施設との連携による利用促進

⇒鉄道事業者（横浜市交通局）と連携し、「（仮称）駅から散策マップ」の作成や駅配布により鉄道利用による誘客を図ります。

- ⇒隣接する商業施設と連携し、チラシを配架して誘客を図るとともに、公園イベント時には出店などで協力体制を確立します。
- ⇒大和 HRM が管理運営する他の商業施設にチラシを配架し、より広域からの誘客を図ります。
- ⇒せせらぎ緑道への案内看板を設置し、中山駅からのルート案内を充実します。

【→計画書 4(3)参照】

▶近隣の福祉施設との連携など

- ⇒近隣の [] と連携し、園芸セラピーを兼ねた花壇づくりを行います。

- ⇒グループパートナーである大和 HRM が持つテナント運営ノウハウを活かして園内売店（ともしびショップ）の運営を支援します。

【→計画書 4(1)参照】

▶地域の団体等と連携した緑化活動

- ⇒地域で活動する団体等へ花苗を配布し、地域緑化活動を推進します。配布する花苗は障がい者施設で生産されたものを使います。

【令和 4 年度実施計画】

- ・フォトコンテスト及び入賞作品展を開催します。
- ・ [] と連携します。
- ・ [] と連携します。
- ・ [] と連携します。
- ・ [] の他施設との相互 PR をします。
- ・近隣商業施設へチラシを配架します。
- ・近隣商業施設とのイベント時の出店協力体制を確立します。
- ・大和 HRM が管理する商業施設へチラシを配架します。
- ・ともしびショップの運営を支援します。
- ・地域で活動する団体等への花苗配布を実施します。

（４）地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速で周辺環境を理解した、きめ細かい対応が期待できます。業務委託を行う場合には、地域企業等への発注を優先的に行っていくとともに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元造園会社、シルバー人材センターや社会福祉法人、地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域と連携し魅力ある公園づくりを行います。

▼主な委託先と委託内容

地元造園会社	●危険木・枯損木処理、高木剪定、枝下ろし等
県内生産者	●花苗生産委託
[]	●トイレ清掃 ●除草業務
[]	●水田管理作業全般（田起こし、代掻き、田植え、除草、脱穀、精米、体験学習指導等）

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンス等に取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

(ア) 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。

※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、本部と現地が連携し、県と協議・調整のうえ課題解決にあたります。

(イ) 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

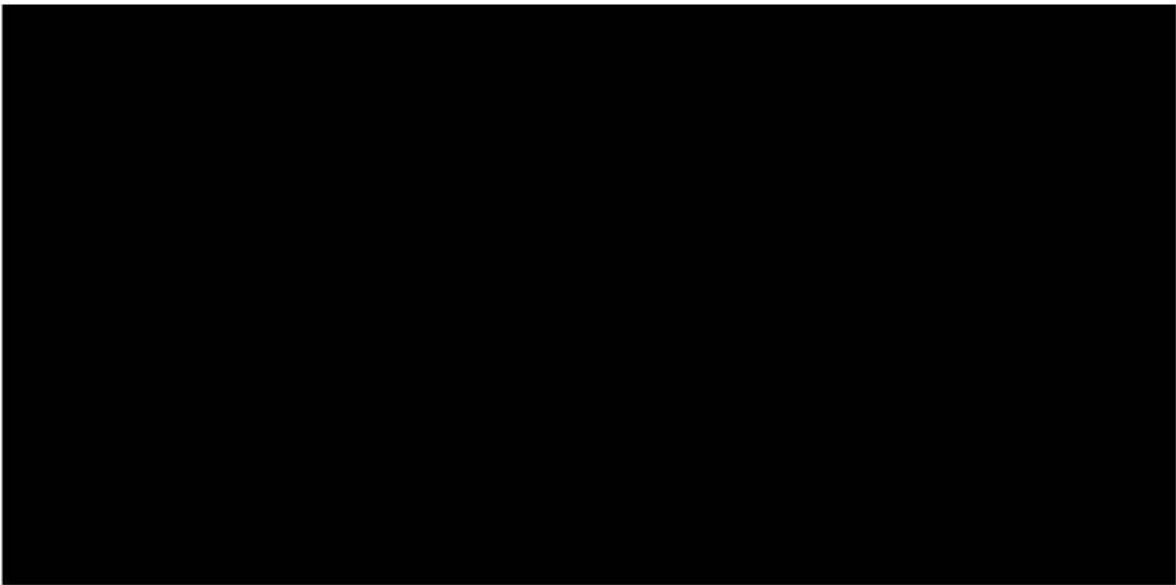
ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「日本の美しい四季を感じる公園」の実現に取り組むため、 [] 配置します。また、必要に応じ、 [] 指導を行います。

工 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

(ア) 連絡体制

本公園において、県、県横浜川崎治水事務所、公園協会本部、サカタのタネ グリーンサービス本社、大和ハウスリアルティマネジメント本社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24 時間 365 日対応可能な連絡体制を整備しています。



(イ) 情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web 会議等を活用します。特に県横浜川崎治水事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えます。

県、県横浜川崎治水事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確実な連絡体制の整備や普段から担当者間の報告、連絡、相談が円滑に行える環境整備 ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる ・ 制度面や他公園にも関連する事項は、指定管理者本部が県庁所管課とも調整
警察署、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施 ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信
指定管理者内での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知） ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換 ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

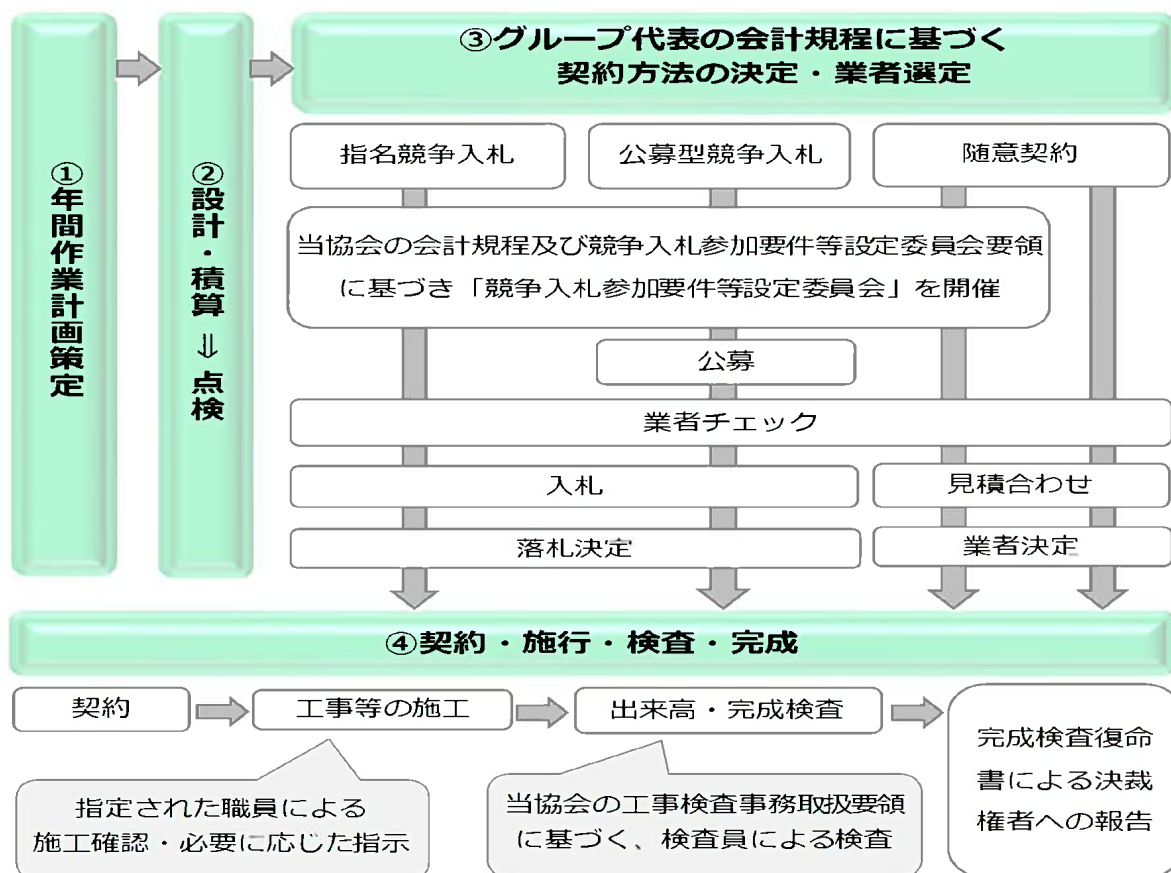


(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- 業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- 社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- 業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- 園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- 業務記録及び作業写真等は、グループ代表文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- 監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書 2 及び様式第 3 号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着手かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然環境、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行っています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> ●豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ●グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ●新規採用者への適切な職場指導 ●毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	<p>(主にグループ代表職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p>
SD (自己啓発)	<p>の資格取得の費用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ●異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



エコプロ出展

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業

務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- **現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・具横浜川崎治水事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - **公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - **パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用

ウ 働きやすい労働環境の確保

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取り組みを強化しています。

(ア) 労働時間短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

○時間外労働の上限規制（45時間/月、360時間/年）の徹底

- 適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- 週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- 36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デーの設定）の策定、所管労働局への届出・公表

○年次有給休暇の確実な取得

- 年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- 本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- 一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

○労働時間の状況把握

- 総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な労働時間の管理
- 本部による毎月の労働時間のチェックと、必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

グループ代表は、これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度からパワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- 「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- 「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- 全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- 日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- 職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性[※]」確保

※ 心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

（工）職員の心身の健康保持増進（新型コロナウイルス対策については計画書9(2)ア(エ)に記載）

○取組体制

- 県の「CHO 構想推進事業所登録事業^{※1}」への参加
 - 「マイ ME-BYO カルテ^{※2}」の登録・利用
 - 定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
 - 健康保険委員（協会けんぽ）設置による職員への健康に係る広報等充実
- ※1 「CHO（Chief Health Officer）構想」は、従業員等の健康づくりを企業経営の一環として位置づける「健康経営」を進める県の施策
- ※2 「マイ ME-BYO カルテ」は、健康記録（体重・歩数、薬、母子健康手帳、健診結果等）をスマートフォンで管理できるしくみ



夏季スポーツドリンク配布

○職場における対策

- 執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- 感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- 熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- 受動喫煙防止対策の徹底

○メンタルヘルス対策

- 専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

（新型コロナウイルス対策については計画書9(2)ア(エ)に記載）

（オ）男女共同参画への対応

グループ代表では、男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取り組みを進めています。

- 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- えるばし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- 出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜/時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

グループ代表では、優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう、高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- 最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- 無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- 有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）
- 令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

（ク）労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■ 法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■ 施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

- 電気事業法による受変電設備月次点検・定期点検
- 防災用井戸設備点検（自家発電機保守点検、横浜市生活環境の保全等に関する条例による報告）
- 消防法に基づく消防用設備総合点検
- 建築基準法に基づく建築物等の定期点検
- フロン排出抑制法に基づく業務用エアコンの簡易点検
- 国土交通省「都市公園の遊具の安全確保の指針」に基づく遊具の定期点検
- ゴミ処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守）

■ 労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- 審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
- 労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- 委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し、不良不適格業者を排除

守秘義務

- 指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- 業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- 取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- 県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- 各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

管理口座・区分経理

- 管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

保険の付保

- 施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円〔適用回数は無制限〕）及びイベント保険等に加入

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

▶▶▶持続可能な社会を公園から・・・

「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組めます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

<p style="text-align: center;">低炭素社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用 ▶環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ 	<p style="text-align: center;">生物多様性保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） ▶希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 ▶外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
<p style="text-align: center;">循環型社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス ▶グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進 	<p style="text-align: center;">普及啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ ▶市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 ▶職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組めます。

具体的な購入品：トイレトーパー・コピー用紙・文具等

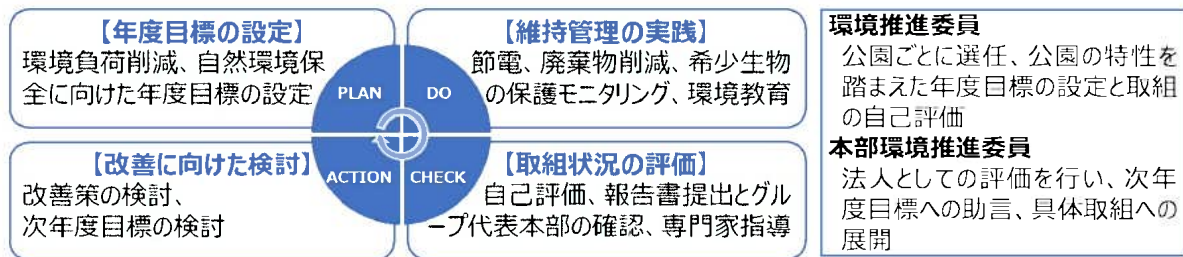
■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21」を参考に独自構築した環境マネジメントシステムにより、行

動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



工 本公園での具体的な取組

■ 環境負荷軽減の取組

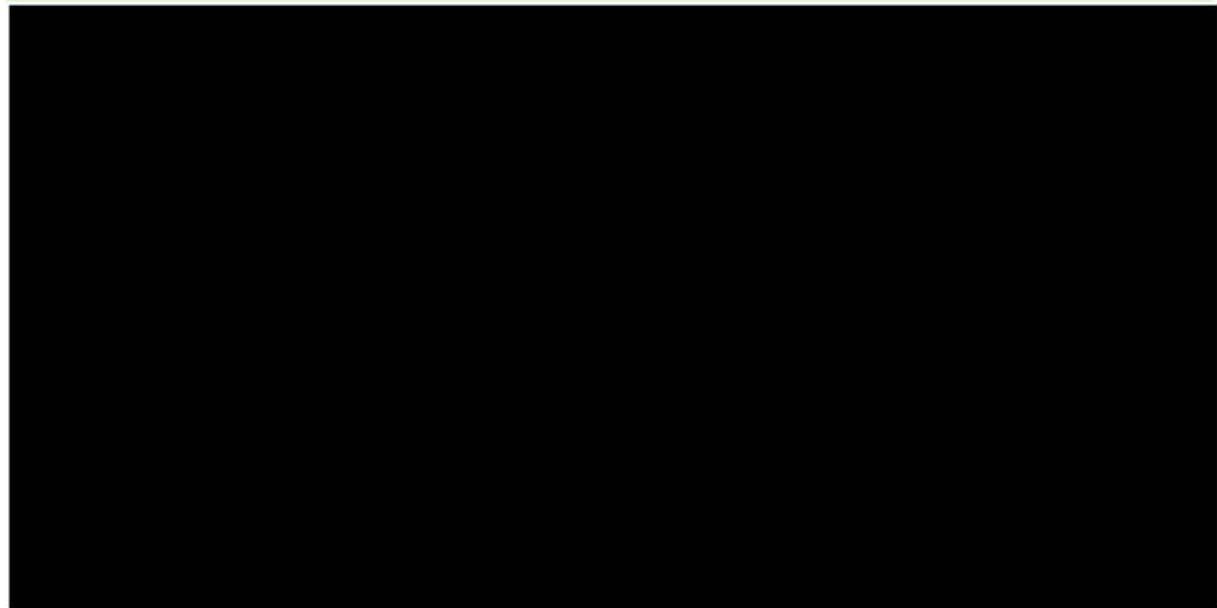
- [Redacted]
- 草刈りや落ち葉かきによる発生材の堆肥リサイクル
- ビジターセンターへの緑のカーテン設置と適正な管理
- [Redacted]

■ 自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- [Redacted]等の外来種防除
- ホタル類等の園内動植物の調査・モニタリング
- ホタル類やカタクリ・キンラン等の希少生物保全
- 里山林の保全
- 農薬使用の抑制・適切な使用
- 各種観察会・里山体験イベントの実施
- [Redacted]
- 大学のインターンシップ受入

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応



イ 障害者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労支援のため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- 指定管理業務における植物管理の一部を [Redacted] に委託
- 障がい者雇用に繋げるため [Redacted] を受け入れ
- 障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- 福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

(イ) 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年[]に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度に神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

▼社会福祉法人への近年の発注状況

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
平成 29 年度	5,000,000 円	7,135,366 円	花壇植栽管理委託、草取り業務委託、苗木購入 等
平成 30 年度	7,200,000 円	8,352,366 円	産業廃棄物処理委託、作業用ヘルメット購入 等
令和元年度	8,500,000 円	8,783,936 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入 等
令和 2 年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入 等

※グループ代表の次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円/年

本公園でも、駐車場門扉開閉業務の委託、園内に植栽する花苗の購入等において、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

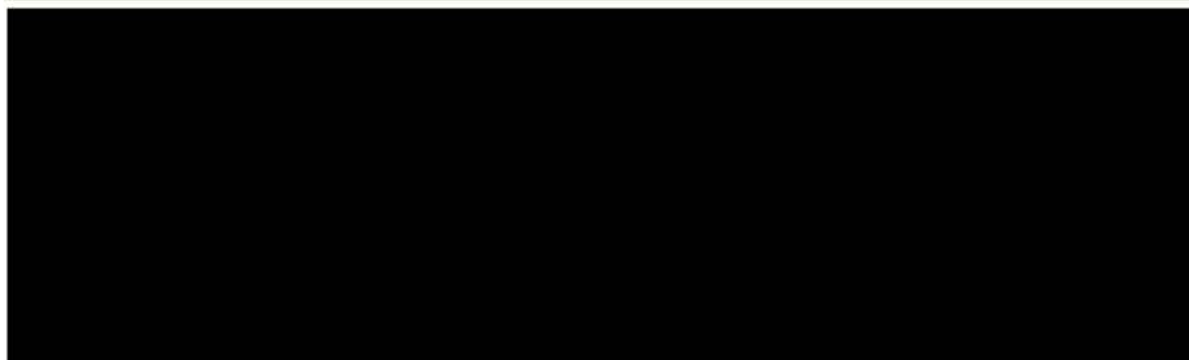
【次期指定管理期間における調達目標】…指定管理期間中に 3,010 千円

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修と現場での実践



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

▼物理的環境への配慮（障がいに応じた利用への配慮）

- ビジターセンターでの車椅子の貸出 ● 車椅子利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置
- 触る/香りを嗅ぐなど五感で楽しめる自然観察会の開催
- 身体障害者向けのサービスをホームページ上で周知
- 車椅子利用者の目線を意識した展示の作成 ● 触ったり香りを嗅いだりできる展示作成
- 起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応

▼意思疎通の配慮（障がいに応じた意思疎通への配慮）

視 覚	<ul style="list-style-type: none"> ●パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ●神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ●神奈川県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成
聴 覚	<ul style="list-style-type: none"> ●職員による窓口対応 ●コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ●「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮
共通・その他	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 ●障がいのある方の家族・介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応 ●ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進）

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカヌー体験、ボッチャ体験等）、本公園においてもネイチャーフィーリング観察会等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

（5）神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■普及体制

グループ代表本部に、

職員

員の指導を行います。

■職員への教育、研修

■利用環境の向上

- ・職員による窓口案内
- ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード等）の設置【再掲】
- ・電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

（6）社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットし、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

グループ企業の事例として、サタカのタネグループは、CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会

貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

大和 HRM が属する大和ハウスグループでは、「人・街・暮らしの価値共創グループ」の社員として「儲かるからではなく、世の中に役立つからやる」を原点に、事業活動を通じて、サステナブル（持続可能）な社会づくりに貢献すべく、住宅・建築・まちづくりを通じて、持続可能な社会の実現にむけ幅広い活動を行っております。

私たちグループは CSR について同様の考え方により実施しており、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

グループ代表では、2017年12月のエコプロへの出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。



外務省 HP リンクを承認されたジャパロゴマーク

グループ代表の SDGs 推進モデル
「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む

ステップ1 2018年～ SDGs宣言、職員の意識醸成	ステップ2 2019年～ 利用者や県民への普及	ステップ3 2022年～ 都市公園での取組加速	公園から持続可能な社会の実現へ
SDGs宣言 5月 公園管理運営の取組をSDGsと紐づけ宣言を公表、外務省WEBページのリンク認証	第1期「かながわSDGsパートナー」登録 公園での普及活動 SDGs達成に向けた取組方針を 公園ごとに作成 、園内に掲示等、SDGsの意義を利用者に周知	「SDGs積立資産」等を活用した実践 再生可能エネルギーの活用や持続可能な地域づくり、生物多様性の保全等の取組を「SDGs推進事業積立資産」等も活用しパートナーシップにより公園で取組促進	
意識醸成 12月 県と共にエコプロ2018出展、内閣府の「地方創生SDGs官民連携フォーラム」への参画や「SDGsアワード」への応募等を通じて職員の意識醸成	地域等での普及活動 ・市町村への出張講座や 県職員対象の研修会 での発表等各方面への周知 ・県やSDGsの先進的な取組を進めている企業、大学、地域団体の協力を得て、七沢森林公園で「SDGsフェス」を開催 等々		

SDGs 推進事業積立資産について（①SDGs 推進事業積立資産、②SDGs 推進資産取得積立資産）
→グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進のため、'17年度～'21年度に積み立て、'22～年度以降の活動に充てる。①の積立金（46,350千円）は事業展開、②（13,300千円）は機器類の購入に充当【本公園で予定している用途】 菖蒲園再生（土壌改良等）／里山管理（樹林伐採等）／はず池再生（外来種調査・駆除）／利用環境の向上（点字パンフレット作成等）／防災用品購入（備蓄食料、衛星携帯、EV等）／子どもが遊べる森づくり／一部イベントの開催費用（里山ラボ等） ほか



強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- ▶ **災害時の公園のポテンシャルの向上**：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減
- ▶ **再生可能エネルギーの積極的な活用**：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用



包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ▶ **誰もが安全安心に楽しめる公園管理**：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- ▶ **生物多様性に配慮した維持管理**：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全
- ▶ **環境教育の推進**：観察会等の開催、市民団体等との連携活動

本公園での具体的な取組

- 「SATOYAMA フィットネス（仮称）」実施や健康ウォーキングマップ作成による健康づくりの推進
- 障がい者就労支援施設への花壇づくり、ともしびショップ運営支援による障がい者の社会参加促進
- わんわんパトロールや地域と協働した防災フェス開催等による地域の防犯力・防災力の向上
- 子どもの遊び場づくりや公園まつりの開催等による誰もが楽しめる公園づくり
- 里山の発生材を活用したクラフトイベントやベンチ作り等による「里山の資源循環」と普及啓発
- 園内生産物（梅の実等）や更新する災害備蓄食料をフードバンクに寄贈
- 希少動植物保全、外来種防除、里山保全による生態系保全
- 里山ラボや子どもレンジャー養成講座等のボランティア育成と受入による協働型公園管理

【令和4年度実施計画】

- ・自主事業として SDGs 積立資産を活用した取組（里山管理、防災用品購入等）の順次実施

計画書 14「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速・的確に対応し、再発防止徹底を図ります。

- グループ代表の[]に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- 重要な事故等は、グループ代表の[]に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- 事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
個人情報保護に関する法律、県個人情報条例、協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

■ 個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

理事長—事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

└─個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└─個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■ 個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

グループ代表における個人情報に関する規定

- 個人情報保護方針
- 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- 協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- 特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

■ 厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- 個人情報に係る資料、個人データ[※]の漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- 不用となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

※ グループ代表が企画した普及事業や公園の管理運営に参加するボランティア、地域の団体の代表者等の氏名、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス等、協会職員の個人情報など

■ 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■ 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- 不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- 第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めています。

- グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- 本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- 投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■ 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。